令和2年度事業報告書

自　令和２年４月　１日
至　令和３年３月３１日

総　括　的　概　要

新型コロナウィルスに翻弄された２０２０年。各種イベントの中止や宴会の自粛、学校の休校など外出を控える動きが強まる中、地域経済は大きな試練に直面しました。

美幌商工会議所では速やかに緊急対応策に向け、町内事業所に対し経営の影響度合いを把握するべくアンケート調査や、各種団体等との懇談会を通じ支援策を取り纏めるとともに、コロナウイルスとの戦いが長期化する中、国が示した「新しい生活様式」の実践や、新しいビジネススタイルである「新北海道スタイル」に対応した地域経済を支える事業者に対し事業活動を継続できるよう自治体へ要望致しました。

さらに、国や町等が実施する各種支援給付金、助成金の申請業務の実施や影響を大きく受けた飲食業・小売業などを支援するプレミアム商品券の販売を通じ地域経済活動を支援致しました。

美幌商工会議所は課せられた責務を銘記し行政機関・関係機関と連携を密にしてコロナ禍に打ち勝ち、明るい未来に向けて地域振興、社会資本の整備等への対応についての要望並びに施策の実施を強く求めるとともに、商工会議所の重点事業である小規模企業振興対策・小規模企業者の経営基盤の強化と健全な発展に資するため各種事業の推進に努めた。

事　　項　　別　　状　　況

1. 定 款 及 び 規 約 等

（1）定　　款

令和３年３月１６日開催の第１０３回通常議員総会にて、一部定款の変更を行った。

１．定款変更の理由

第４４条（常議員会）、第４６条（準用規定）の変更について

常議員会での「書面表決等」を可能にするための、商工会議所法の解釈見直しがされたことによる。

２．変更箇所

アンダーラインが変更部分

旧条文	新条文
（常議員会） 第４４条　本商工会議所に、常議員会を置く。 ２　省略 ３　会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の５分の１以上の同意を得て請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。 ４　常議員会における常議員及び常議員以外の役員(監事を除く。)の議決権は、各々１個とする ５　省略 （準用規定） 第４６条　第４０条（議長）、第４１条（第５項を除く。）（議事）及び第４３条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。	（常議員会） 第４４条　本商工会議所に、常議員会を置く。 ２　省略 ３　会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の５分の１以上の同意を得て請求したときは、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければならない。 ４　常議員会における常議員及び常議員以外の役員(監事を除く。)の表決権は、各々１個とする ５　省略 （準用規定） 第４６条　第４０条（議長）、第４１条（第３項を除く）及び第４３条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。この場合、第４１条中「表決及び選挙」とあるのは「表決」と読み替えるものとする。
	附　則 （実施の時期） １　第４４条（常議員会）、第４６条（準用規定）の改正規定は、令和３年３月１６日から実施する。

（２）規　　約

①美幌商工会議所事務規程の一部改正について

旧　条　文	新　条　文
第六章　　服　　務 第３７条　事務局員の特別休暇は次の通りとする。 （１）結　　婚　５日以内 （２）配偶者の出産　３日以内 （３）本人の出産　産前産後６週間以内 特別休暇は有給休暇とする。	第六章　　服　　務 第３７条　事務局員の特別休暇は次の通りとする。 （１）結　　婚　５日以内 （２）配偶者の出産　３日以内 （３）本人の出産　産前産後６週間以内 （４）育児・介護休業は別途規程の定めるところによる。 特別休暇は有給休暇とする。 附　　則 （実施の時期） １．第３７条の改正規定は、令和３年４月１日から実施する。

②美幌商工会議所育児・介護休業規程制定について

第１章 目的

（目的）

第１条

本規則は、事務局員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第２章 育児休業制度

（育児休業の対象者）

第２条

１ 育児のために休業することを希望する事務局員であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。

２ 配偶者が事務局員と同じ日から又は事務局員より先に育児休業をしている場合、事務局員は、子が１歳２か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が１年を限度として、育児休業をすることができる。

３ 次のいずれにも該当する事務局員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳の誕生日に限るものとする。

（１） 事務局員又は配偶者が原則として子の１歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

（２） 次のいずれかの事情があること
(ｱ) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
(ｲ) 事務局員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
４ 次のいずれにも該当する事務局員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の１歳６か月の誕生日応答日に限るものとする。
（１） 事務局員又は配偶者が子の１歳６か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
（２） 次のいずれかの事情があること
(ｱ) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
(ｲ) 事務局員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

（育児休業の申出の手続等）
第３条
１ 育児休業をすることを希望する事務局員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の１か月前（第２条第３項及び第４項に基づく１歳及び１歳６か月を超える休業の場合は、２週間前）までに育児休業申出書（様式１）を総務課へ提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約事務局員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
２ 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。ただし、産後休業をしていない事務局員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内にした最初の育児休業については、１回の申出にカウントしない。
（１）第２条第１項に基づく休業をした者が同条第３項又は第４項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第１項後段の申出をしようとする場合
（２） 第２条第３項に基づく休業をした者が同条第５項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第１項後段の申出をしようとする場合
（３）配偶者の死亡等特別の事情がある場合
３ 商工会議所は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
４ 育児休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式２）を交付する。
５ 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後２週間以内に総務課に育児休業対象児出生届（様式３）を提出しなければならない。

（育児休業の申出の撤回等）
第４条
１ 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式４）を総務課に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。
２ 育児休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式２）を交付する。
３ 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をするこ

とができない。ただし、第２条第１項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第３項及び第４項に基づく休業の申出をすることができ、第２条第３項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第４項に基づく休業の申出をすることができる。
４ 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。

（育児休業の期間等）
第５条
１ 育児休業の期間は、原則として、子が１歳に達するまで（第２条第２項、第３項及び第４項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。
２ 本条第１項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。
３ 事務局員は、育児休業期間変更申出書（様式５）により総務課に、育児休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の１か月前（第２条第３項及び第４項に基づく休業をしている場合は、２週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として１回に限り行うことができるが、第２条第３項及び第４項に基づく休業の場合には、第２条第１項に基づく休業とは別に、子が１歳から１歳６か月に達するまで及び１歳６か月から２歳に達するまでの期間内で、それぞれ１回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。
４ 育児休業期間変更申出書（様式５）が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（様式２）を交付する。
５ 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から２週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）
（２）育児休業に係る子が１歳に達した場合等
子が１歳に達した日（第２条第２項に基づく休業の場合を除く。第２条第３項に基づく休業の場合は、子が１歳６か月に達した日。第２条第４項に基づく休業の場合は、子が２歳に達した日）
（３）申出者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合
産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日
（４）第２条第２項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が１年に達した場合　　当該１年に達した日
６ 本条第５項第１号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に総務課にその旨を通知しなければならない。

第３章 介護休業制度

（介護休業の対象者）
第６条

１　要介護状態にある家族を介護する事務局員（日雇事務局員を除く）は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。
２　この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
(1) 配偶者
(2) 父母
(3) 子
(4) 配偶者の父母
(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
(6) 上記以外の家族で商工会議所が認めた者

（介護休業の申出の手続等）
第７条
１　介護休業をすることを希望する事務局員は、原則として介護休業開始予定日の２週間前までに、介護休業申出書（様式６）を総務課に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約事務局員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。
２　申出は、対象家族１人につき３回までとする。ただし、本条第１項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。
３　商工会議所は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
４　介護休業申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（様式２）を交付する。

（介護休業の申出の撤回等）
第８条
１　申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届（様式４）を総務課に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。
２　介護休業申出撤回届が提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式２）を交付する。
３　同一対象家族について２回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、商工会議所がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。
４　介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。

（介護休業の期間等）
第９条
１　介護休業の期間は、対象家族１人につき、原則として、通算 93 日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。
２　本条第１項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開

始予定日の指定を行うことができる。
３ 事務局員は、介護休業期間変更申出書（様式５）により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の２週間前までに総務課に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。
この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。
４ 介護休業期間変更申出書が（様式５）提出されたときは、商工会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書（様式２）を交付する。
５ 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から２週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）
（２）申出者について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
６ 本条第５項第１号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に総務課にその旨を通知しなければならない。

第４章 子の看護休暇

（子の看護休暇）
第 10 条
１ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する事務局員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、事務規程第３７条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とする。
２ 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
３ 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書（様式７）を事前に総務課に申し出るものとする。
４ 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
５ 賞与、昇給及び退職金の算定に当たっては取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第５章 介護休暇

（介護休暇）
第 11 条
１ 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする事務局員は、事務規程第３７条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とする。
２ 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
３ 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書（様式７）を事前に総務課に申し出るも

のとする。
４ 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
５　賞与、昇給及び退職金の算定に当たっては取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第６章 所定外労働の制限

（育児・介護のための所定外労働の制限）
第 12 条
１　３歳に満たない子を養育する事務局員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する事務局員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。
２ 申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書（様式８）を総務課に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第２項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
３ 商工会議所は、所定外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
４ 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後２週間以内に総務課に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
５ 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。
６ 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
（２）制限に係る子が３歳に達した場合
当該３歳に達した日
（３）申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
７ 本条第６項第１号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、総務課にその旨を通知しなければならない。

第７章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）
第 13 条
１ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する事務局員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する事務局員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事務規程第３４条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、１か月について 24 時間、１年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはない。

２ 申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書（様式９）を総務課に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第２項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
３ 商工会議所は、時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
４ 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後２週間以内に総務課に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
５ 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。
６ 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
（２）制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が６歳に達する日の属する年度の３月 31 日
（３）申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
７ 本条第６項第１号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、総務課にその旨を通知しなければならない。

第８章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）
第 14 条
１ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する事務局員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する事務局員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事務規程第３４条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前５時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。
２ 申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上６か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書（様式１０）を総務課に提出するものとする。
３ 商工会議所は、深夜業制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
４ 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、深夜業制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後２週間以内に総務課に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。
５ 制限開始予定日の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されなかったものとみなす。この場合において、申出

者は、原則として当該事由が発生した日に、総務課にその旨を通知しなければならない。
６ 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
（１）子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
（２）制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が６歳に達する日の属する年度の３月 31 日
（３）申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
７ 本条第６項第１号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、総務課にその旨を通知しなければならない。
８ 制限期間中の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
９ 深夜業の制限を受ける事務局員に対して、商工会議所は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第９章 所定労働時間の短縮措置等

（育児短時間勤務）
第 15 条
１ ３歳に満たない子を養育する事務局員は、申し出ることにより、事務規程第３４条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前９時から午後４時まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後１時までの１時間とする。）の６時間とする（１歳に満たない子を育てる女性事務局員は更に別途 30 分ずつ２回の育児時間を請求することができる。）。
２ 申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の１か月前までに、育児短時間勤務申出書（様式１１）より総務課に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書（様式１３）を交付する。その他適用のための手続等については、第３条から第５条までの規定（第３条第２項及び第４条第３項を除く。）を準用する。
３ 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
４ 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
５ 昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

（介護短時間勤務）
第 16 条
１ 要介護状態にある家族を介護する事務局員は、申し出ることにより、当該家族１人当たり利用開始の日から３年の間で２回までの範囲内で、事務規程第３４条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前９時から午後４時まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後１時までの１時

間とする。）の６時間とする。
２ 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の２週間前までに、介護短時間勤務申出書（様式１１）により総務課に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書（様式１３）を交付する。その他適用のための手続等については、第７条から第９条までの規定を準用する。
３ 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規程に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
４ 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。
５ 昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第 10 章 育児休業等に関するハラスメントの防止

（禁止行為）
第 17 条
すべての事務局員は、他の事務局員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
①部下の育児･介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
②部下又は同僚の育児･介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
③部下又は同僚が育児･介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
④部下である事務局員が①～③の行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

（懲戒）
第 18 条
次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。
第 17 条①～③の行為を行った場合
事務規程第６０条第１項（２）から（４）に定める譴責、減俸、停職
前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合
事務規程第６０条（１）定める解職

（相談及び苦情への対応）
第 19 条
１ 育児休業等に関するハラスメントの相談及び苦情処理の相談窓口は総務課で設けることとし、その責任者は事務局長とする。事務局長は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。
２ 育児休業等に関するハラスメントの被害者に限らず、すべての事務局員は育児休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談及び苦情を窓口担当者に申し出ることができる。
３ 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、商工会議所においては事務局長へ、各課においては所属長へ報告する。報告に基づき、事務局長又は所属長は相談者の人権に配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の事務局員等に事実関係を聴取する。

４ 前項の聴取を求められた事務局員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
５ 対応マニュアルに沿い、所属長は事務局長に事実関係を報告し、事務局長は、問題解決のための措置として、第 18 条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。
６ 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

（再発防止の義務）
第 20 条
事務局長は、育児休業等に関するハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

第 11 章 その他の事項

（給与等の取扱い）
第 21 条
１ 育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。
２ 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
３ 昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
４ 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

（介護休業期間中の社会保険料の取扱い）
第 22 条
介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に商工会議所が納付した額を翌月５日までに事務局員に請求するものとし、事務局員は商工会議所が指定する日までに支払うものとする。

（円滑な取得及び職場復帰支援）
第 23 条
商工会議所は、育児休業又は介護休業等の取得を希望する事務局員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、以下の措置を実施する。
（１）事務局員やその配偶者が妊娠・出産したことや事務局員が対象家族の介護を行っていることを知った場合、その事務局員に個別に育児休業等に関する制度（育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度など）の周知を実施する。
（２）当該事務局員ごとに必要に応じて育休復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する事務局員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

（復職後の勤務）
第 24 条

１　育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。
２　本条第１項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の１か月前又は介護休業終了予定日の２週間前までに正式に決定し通知する。

（育児目的休暇）
第 25 条
１　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する事務局員（日雇事務局員を除く）は、養育のために事務機手第３７条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき１０日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、1 月 1 日から翌年 12 月 31 日までの期間とする。
２　取得しようとする者は、原則として、育児目的休暇申出書（様式１２）を事前に総務課に申し出るものとする。

（年次有給休暇）
第 26 条
年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇及び介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

（法令との関係）
第 27 条
育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

（附則）
本規則は、令和３年４月１日から適用する。

2. 組　　織

（1）会　　員

A　会　　員　　数

区　　分	前年度末 会　員　数	新　　規 加入者数	脱会者数 （廃業による）	年　度　末 会　員　数
個　　人	２７２	６	１２	２６６
法　　人	２５１	３	７	２４７
合　　計	５２３	９	１９	５１３

会 費 負 担 口 数 別 会 員 数

口　数	会員数	口　数	会員数	口　数	会員数
１ 口	２３９	８ 口	４	２５口	１
２ 口	３３	１０口	８	２７口	１
３ 口	１４７	１２口	１	３０口	４
４ 口	１０	１３口	１	３５口	２
５ 口	４７	１５口	１	５０口	１
６ 口	３	１８口	２		
７ 口	６	２０口	２		

（議員の選挙は会費１口に付１票、但し、１会員最高５０票を限度とする。）

B　部　　会

部　　会　　名	所　　属　　業　　種	所属部 会員数
商　業　部　会	卸売業、各種商品小売業、織物・衣服身の回り小売、飲食料品小売、自動車等小売、家具・じゅう器家庭器具小売、その他小売	１４９
建　設　業　部　会	総合建設業、職別工事業、設備工事業	７８
工　業　部　会	製造業全般、運輸・通信業	８５
環　境　衛　生　部　会	飲食店、サービス業（洗濯・理美容業・浴場・旅館業）	９４
庶　業　部　会	農業、林業、金融保険業、不動産業 サービス業（＊環境衛生部会のサービス業以外）	１０７

C　委　員　会

委員会名	委員数	主な審議事項
商工業振興委員会	１４	地域商工業の振興・育成、その他中小企業の振興対策についての事項
観光振興委員会	１５	観光産業の育成、観光客誘致対策等に関する事項
総務委員会	１４	本所の基本的運営並びに他委員会に属せざる事項
地域経済活性化プロジェクト	5	中小企業・小規模事業者等の経営力強化・生産性向上に向けた地域経済活性化への情報収集と検討協議
小企業等経営改善資金審査会	5	小企業等経営改善資金貸付に係る審査

（2）特定商工業者

区分	特定商工業者	内訳	
		会員数	非会員数
法人	２２４	１９８	３３（２３）
計	２２４	１９８	３３（２３）

（　）は非会員中、負担金を納入している数

（３）役　　員

Ａ　令和３年３月３１日現在の各役員の定数及び実数

区　　分	定　　数	実　　数	備　　考
会　　頭	1	1	
副　会　頭	3	3	
専　務　理　事	1	1	
常　議　員	１３	１２	
監　　事	2	2	

Ｂ　令和３年３月３１日現在の役員の氏名、企業の名称及び企業上の地位、企業の業種

役　名	氏　名	企業の名称及び企業上の地位	企業の種類
会　頭	後藤哲也	㈱三共後藤建設会長	建設
副会頭	中村仁郎	㈲中村商店社長	不動産業
〃	中川寿一	三星運輸㈱社長	運輸
〃	味噌一郎	(同)味噌精肉店社長	精肉卸小売
専務理事	横山清美		
常議員	永澤則次	㈱ながさわ社長	食品販売
〃	古舘繁夫	㈲古舘板金工業所所長	板金
〃	宮田博行	㈱宮田建設社長	建設
〃	福田孝俊	㈲ふくだ社長	飲食業
〃	石田裕一	クレードル食品㈱専務	食品加工
〃	池功司	㈲シルバーサポート・ノア社長	福祉介護
〃	加藤秀二	㈱美幌マイカーセンター社長	車輌販売
〃	高橋清文	㈱オホーツク設備会長	管工事
〃	上西惠	㈱ウエニシ会長	青果物移出
〃	横山直樹	㈱横山土建社長	コンクリート製造
〃	佐藤修三	㈲まことと屋社長	衣料品販売
〃	山本大介	網走信用金庫美幌支店 支店長	金融
監　事	松田寿夫	松田部品㈱社長	自動車部品
〃	朝鳥純一	㈱朝鳥商店社長	燃料販売

（4）議　　員

A　令和３年３月３１日現在の各議員の定数及び実数

区　　分	定　数	実　数	備　　考
１　号　議　員	２５	２５	
２　号　議　員	１５	１５	
３　号　議　員	7	7	
合　　計	４７	４７	

B　令和３年３月３１日現在の議員の氏名、企業の名称及び企業上の地位企業の業種

氏　　名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	備　　考
１号議員			
澤田孝一	㈱アート印刷社長	印刷業	
有岡康則	㈱有岡木材店社長	建材卸	
猪本美行	㈲猪本製作所社長	家具・建具製造	
上西　恵	㈱ウエニシ会長	青果物移出	
佐々木明彦	㈱大井機販社長	農機具販売	
大野江二	大野種苗生産販売㈱社長	種苗	
髙橋清文	㈱オホーツク設備会長	管工事	
村田将昭	㈱ギガネット社長	ソフトウェア	
中島　強	㈲さくらホールディングス社長	飲食業	
山中敏文	㈲さんけん会長	建築工事	
池　功司	㈲シルバーサポートノア社長	福祉介護	
北守但祥	㈱タイセー電器社長	家電販売	
高橋佳三	㈱高橋農機社長	農機具販売	
田中祐一	㈲田中工業社長	建築工事	
種田善夫	㈲種田工務店会長	建築業	
石澤勝志	㈱電建社長	電気工事	
中村仁郎	㈲中村商店社長	不動産業	
松本直樹	㈱ビホロ車輌社長	車輌販売	
広岡昭雄	㈲ひろおか社長	衣料品販売	
福田孝俊	㈲ふくだ社長	飲食業	

古舘繁夫	㈲古舘板金工業所 所長	板金	
乙武俊広	㈲北新電設 社長	電気工事	
佐藤修三	㈲まこと屋 社長	衣料品販売	
井手本正也	丸和油脂㈱北海道美幌工場 工場長	食品製造	

２号議員			
永澤則次	㈱ながさわ 社長	食品販売	商業部会
前田祐輔	㈲前田商店 社長	金物販売	〃
茂手木敏夫	㈱久山商店 専務	文具販売	〃
加藤秀二	㈱美幌マイカーセンター 社長	車輌販売	〃
味噌一郎	（同）味噌精肉店 社長	精肉小売	〃
田村博和	美幌貨物自動車㈱ 社長	運輸	建設部会
宮田博行	㈱宮田建設 社長	建設	〃
横山秀喜	㈱四ツ輪工業 社長	管工事	〃
石田裕一	クレードル食品㈱ 専務	食品製造	工業部会
蓮井博文	㈱蓮井鉄工所 社長	鉄骨工事	〃
横山直樹	㈱横山土建 社長	コンクリート製造	〃
三坂重弘	青葉荘 代表	旅館	環境衛生部会
林真男	㈲こうりん 社長	葬祭業	〃
中村弘毅	北見信用金庫美幌支店 支店長	金融	庶業部会
菅原雅之	菅原雅之税理士事務所 所長	税理士	〃
３号議員			
山本大介	網走信用金庫美幌支店 支店長	金融	
後藤哲也	㈱三共後藤建設 会長	建設	
中川寿一	三星運輸㈱ 社長	運輸	
大沼剛	聖太建設㈱ 会長	建設	
佐野泰久	㈱田村精肉店 社長	精肉卸小売	
菊池文夫	日本甜菜製糖㈱美幌製糖所 所長	製糖	
西村憲昭	㈱北洋銀行美幌支店 支店長	金融	

（５）部　会　長　等（令和３年３月３１日現在）

商業部会

部会長	長岡敬幸	㈲マリモ	社長
副部会長	前田祐輔	㈲前田商店	社長
副部会長	茂手木敏夫	㈱久山商店	専務

建設業部会

部会長	古舘繁夫	㈲古舘板金工業所	所長
副部会長	猪本美行	㈲猪本製作所	社長
副部会長	種田善夫	㈲種田工務店	会長

工業部会

部会長	石田裕一	クレードル食品㈱	専務
副部会長	横山直樹	㈱横山土建	社長
副部会長	澤田孝一	㈱アート印刷	社長

環境衛生部会

部会長	福田孝俊	㈲ふくだ	社長
副部会長	林　真男	㈱こうりん	社長
副部会長	長谷川浩一	理容はせがわ	代表

庶業部会

部会長	山本大介	網走信用金庫美幌支店	支店長
副部会長	菅原雅之	菅原雅之税理士事務所	所長
副部会長	池　功司	㈲シルバーサポートノア	社長

（6）委　員　会　等（令和３年３月３１日現在）

商工業振興委員会（１４名）		
委員長	髙橋清文	㈱オホーツク設備会長
副委員長	佐藤修三	㈲まことと屋社長
〃	西村憲明	㈱北洋銀行美幌支店支店長
委員	古舘繁夫	㈲古舘板金工業所所長
〃	石田裕一	クレードル食品㈱専務
〃	前田祐輔	㈲前田商店社長
〃	茂手木敏夫	㈱久山商店専務
〃	大沼剛	聖太建設㈱会長
〃	猪本美行	㈲猪本製作所社長
〃	広岡昭雄	㈲ひろおか社長
〃	乙武俊広	㈲北新電設社長
〃	澤田孝一	㈱アート印刷社長
〃	北守但祥	㈱タイセー電器社長
〃	髙橋佳三	㈱高橋農機社長

観光振興委員会（１４名）		
委員長	宮田博行	㈱宮田建設社長
副委員長	山本大介	網走信用金庫美幌支店支店長
〃	中島強	㈱さくらホールディングス社長
委員	佐野泰久	㈱田村精肉店社長
〃	永澤則次	㈱ながさわ社長
〃	福田孝俊	㈲ふくだ社長
〃	井手本正也	丸和油脂㈱北海道美幌工場工場長
〃	大野江二	大野種苗生産販売㈱社長
〃	佐々木明彦	㈱大井機販社長
〃	田村博和	美幌貨物自動車㈱社長
〃	三坂重弘	青葉荘代表
〃	村田将昭	㈱ギガネット社長
〃	横山秀喜	㈱四ツ輪工業社長
〃	幸田英治	㈲北光興産社長

総務委員会（１５名）		
委員長	上西　恵	㈱ウエニシ会長
副委員長	横山直樹	㈱横山土建社長
〃	中村弘毅	北見信用金庫美幌支店支店長
委員	池　功司	㈲シルバーサポート・ノア社長
〃	加藤秀二	㈱美幌マイカーセンター社長
〃	有岡康則	㈱有岡木材店社長
〃	石澤勝志	㈱電建社長
〃	菊池文夫	日本甜菜製糖㈱美幌製糖所所長
〃	菅原雅之	菅原雅之税理士事務所所長
〃	田中祐一	㈲田中工業社長
〃	種田善夫	㈲種田工務店会長
〃	林　真男	㈲こうりん社長
〃	蓮井博文	㈱蓮井鉄工所社長
〃	松本直樹	㈱ビホロ車輌社長
〃	山中敏文	㈲さんけん会長

地域経済活性化プロジェクト（５名）		
委員長	山本大介	網走信用金庫美幌支店支店長
副委員長	池　功司	㈲シルバーサポート・ノア社長
委員	菅原雅之	菅原雅之税理士事務所所長
〃	西村憲昭	㈱北洋銀行美幌支店支店長
〃	中村弘毅	北見信用金庫美幌支店支店長

（７）顧　問

平野浩司	美幌町長
大原　昇	美幌町議会議長
佐藤靖倫	美幌駐屯地司令
笹原　洋	美幌警察署長
若林輝彦	前会頭

（８）参　与

横山正造	元副会頭
久山邦徳	元副会頭
石澤信勝	前監事
長岡敬幸	前副会頭

3. 選　挙　及　び 選　任

（1）議　　員

本年度は１号議員の選挙は行わなかった。

（2）役　　員

令和２年６月２４日開催の第１０２回通常議員総会において、網走信用金庫美幌支店長山本大介氏を常議員に選任。

4. 事　　務　　局

事　務　局　の　構　成

事務局	部課名	所属事務	職員数
	総務課	庶務、会計、経理、会館管理、行事、調査、広報、美幌峠売店管理	2
	指導課	小規模事業指導業務、青色申告会及び法人会育成 労働保険事務組合	3

（2）事　務　局　職　員

Ａ　職員の職務及び氏名

事務局次長（経営指導員）	深　田　裕　二
指導課長（経営指導員）	伊　藤　健　一
総務係長（補　助　員）	河　野　　聡
庶　　務	吉　田　亜　耶
〃	佐々木　俊　介

Ｂ　職　員　の　数

区分	専任職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	傭人	計
男	1	2	1			4
女	1					1
計	2	2	1			5

5. 庶　　務

（1）文　　書

（　）はファクシミリ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
受　信	２４２ （４９９）	１９９ （４１７）	２６２ （５１０）	１８６ （４０３）	１９９ （２８８）	２１８ （２９８）
発　信	１４５８ （５９７）	１２５０ （２６５）	１１５６ （４５６）	６０３ （３８６）	２０６５ （３２７）	５６５ （１６６）

１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
１９８ （４０２）	２１１ （２７１）	２１１ （３７３）	１３４ （３２７）	１９３ （２２２）	２４２ （４１３）	２，４９５ (4,423)
６４９ （４７９）	７２７ （３０８）	８１０ （２７２）	８３９ （２９２）	２８１ （３５３）	５７１ （２７９）	10,974 (4,180)

（2）表　彰　・　受　賞

Ａ　表　　彰

◎美幌商工会議所商工従業員表彰式　（表彰年月日　令和２年１１月２０日）

・特別表彰者（４０年以上）	㈱ビホロサッシ工業	影山秀子	他　３名
・特別表彰者（３５年以上）	芙蓉建設㈱	斉藤真二	
・特別表彰者（３０年以上）	三星運輸㈱	吉本正稔	他　４名
・勤続２５年以上	三星運輸㈱	長峰　譲	他　６名
・勤続２０年以上	三星運輸㈱	蛸島正也	他　２名
・勤続１５年以上	㈱久山商店	茂手木敏夫	他　２名
・勤続１０年以上	㈲小国商事	佐藤友子	他１１名
・勤続５年以上	㈲エヌ・ケイ商事	中村直也	他　９名

Ｂ　受　　賞

◎北海道商工会議所連合会表彰

受賞年月日　令和２年６月２２日

表彰規程第３条該当

副会頭　味噌一郎
常議員　福田孝俊
議　員　菅原雅之
議　員　大沼　剛
議　員　蓮井博文
議　員　種田善夫
議　員　三坂重弘

表彰規程第５条該当

指導課長　伊藤健一

（3）慶　弔　そ　の　他

関係機関及びその他の式典等に祝辞及び祝意を表し、会員等の不幸には弔慰を表した。

４月１４日　　元監事中村昭二様葬儀
４月１８日　　常議員田村栄治様ご母堂様葬儀
５月２１日　　常議員佐藤修三様ご尊父様葬儀
８月　４日　　議員林　真男様ご尊父様葬儀
１０月　３日　　美幌商工会議所青年部創立４０周年を祝う会
１１月１７日　　北見商工会議所創立８０周年記念式典
１月　７日　　議員茂手木敏夫様ご母堂様葬儀
３月　１日　　議員村田将昭様ご尊父様葬儀

6. 会　　議

（1）議　員　総　会

通常議員総会

◎第１０２回通常議員総会

・日　　時　　令和２年６月２４日
・会　　場　　美幌済センター
・出席議員　　議員定数４７名中４７名（内委任状行使者数１１名）、監　事　２名
　　専務理事・事務局員　３名

議　　題

決 議 事 項

第１号議案　２０１９年度美幌商工会議所事業報告について
第２号議案　２０１９年度美幌商工会議所一般会計収支決算報告について
第３号議案　２０１９年度中小企業相談所特別会計収支決算報告について
第４号議案　２０１９年度美幌峠レストハウス運営特別会計収支決算報告について
第５号議案　２０１９年度役職員退職給与金特別会計収支決算報告について
第６号議案　２０１９年度財政調整積立金特別会計収支決算報告について
第７号議案　貸借対照表並びに財産目録について
第８号議案　びほろ夏まつり特別会計収支決算報告について
第９号議案　常議員の補欠選任について

報 告 事 項　１．各種事業の進捗状況について

◎第１０３回通常議員総会

・日　　時　　令和３年３月１６日
・会　　場　　美幌経済センター
・出席議員　　議員定数４７名中４７名（内委任状行使者数１６名）、監　事２名
　　専務理事・事務局員４名

議　　題

決 議 事 項

第１号議案　　令和２年度中小企業相談所特別会計収支予算更正案について
第２号議案　　令和３年度年度事業計画案について
第３号議案　　令和３年度会員会費１口の金額及び納付について
第４号議案　　令和３年度一般会計収支予算案について
第５号議案　　令和３年度中小企業相談所特別会計収支予算案について
第６号議案　　令和３年度美幌峠レストハウス運営特別会計収支予算案について
第７号議案　　令和３年度役職員退職給与金特別会計収支予算案について

第８号議案　　令和３年度財政調整積立金特別会計収支予算案について
第９号議案　　令和３年度一時借入金限度額について
第１０号議案　　令和３年度びほろ夏まつり特別会計収支予算案について
第１１号議案　　定款の一部変更について
第１２号議案　　事務規程の一部改正について
第１３号議案　　育児・介護休業規程制定について
報 告 事 項　１．美幌町要望書回答について
２．東北海道商工会議所連絡協議会開催について

（２）　常　議　員　会

◎第３５６回常議員会
・日　　時　　令和２年５月１３日
・会　　場　　美幌経済センター
・出 席 者　　１５名・監事１名
議　　題　　美幌グランドホテル閉館について

◎第３５７回常議員会
・日　　時　　令和２年６月２４日
・会　　場　　美幌経済センター
・出 席 者　　１５名・監事２名
議　　題
協 議 事 項
第１号議案　２０１９年度美幌商工会議所事業報告について
第２号議案　２０１９年度一般会計収支決算報告について
第３号議案　２０１９年度中小企業相談所特別会計収支決算報告について
第４号議案　２０１９年度美幌峠レストハウス運営特別会計収支決算報告について
第５号議案　２０１９年度役職員退職給与金特別会計収支決算報告について
第６号議案　２０１９年度財政調整積立金特別会計収支決算報告について
第７号議案　貸借対照表並びに財産目録について
第８号議案　びほろ夏まつり特別会計収支決算報告について
第９号議案　常議員の補欠選任について
報 告 事 項　１．各種事業の進捗状況について

◎第３５８回常議員会
・日　　時　　令和２年７月３日
・会　　場　　美幌経済センター
・出 席 者　　１３名
議　　題
決 議 事 項　第１号議案　新型コロナウイルス対策にかかる美幌町への要望事項について

◎第３５９回常議員会
・日　　時　　令和２年１１月１８日
・会　　場　　美幌経済センター
・出 席 者　　１４名・監事２名
議　　題
決 議 事 項　第１号議案　令和３年度美幌町に対する要望事項について

◎第３６０回常議員会
・日　　時　　令和３年２月１９日
・会　　場　　美幌経済センター
・出席役員　　１５名
　議　　題
　決 議 事 項　　第１号議案　東北海道商工会議所連絡協議会提出案件について

◎第３６１回常議員会
・日　　時　　令和３年３月１６日
・会　　場　　美幌経済センター
・出席役員　　１１名・監事２名
　議　　題
　協 議 事 項
　　第１号議案　　令和２年度中小企業相談所特別会計収支予算更正案について
　　第２号議案　　令和３年度年度事業計画案について
　　第３号議案　　令和３年度会員会費１口の金額及び納付について
　　第４号議案　　令和３年度一般会計収支予算案について
　　第５号議案　　令和３年度中小企業相談所特別会計収支予算案について
　　第６号議案　　令和３年度美幌峠レストハウス運営特別会計収支予算案について
　　第７号議案　　令和３年度役職員退職給与金特別会計収支予算案について
　　第８号議案　　令和３年度財政調整積立金特別会計収支予算案について
　　第９号議案　　令和３年度一時借入金限度額について
　　第１０号議案　　令和３年度びほろ夏まつり特別会計収支予算案について
　　第１１号議案　　定款の一部変更について
　　第１２号議案　　事務規程の一部改正について
　　第１３号議案　　育児・介護休業規程制定について
　報 告 事 項　１．　美幌町要望書回答について
　　２．　東北海道商工会議所連絡協議会開催について

（３）監　査　会
・日　　時　　令和２年６月９日
・場　　所　　美幌経済センター
・出 席 者　　定数　２名　　出席者数　２名
・監査内容　　２０１９年度事業内容並びに一般会計他各決算内容

（４）部　　会

部　会　名	年 月 日	議　題
商　業　部　会	２．６．２５	１．新型コロナウイルス感染拡大による影響について ２．必要とする支援策について
建 設 業 部 会	２．６．２６	１．新型コロナウイルス感染拡大による影響について ２．必要とする支援策について
工　業　部　会	２．６．２３	１．新型コロナウイルス感染拡大による影響について ２．必要とする支援策について

環境衛生部会	２．６．２５	１．新型コロナウイルス感染拡大による影響について ２．必要とする支援策について
庶業部会	２．６．２３	１．新型コロナウイルス感染拡大による影響について ２．必要とする支援策について

（5）委員会

委員会名	年月日	出席者	議題
商工業振興委員会	2. 4.14 2.11. 9 3. 2.15	１０ １２ １０	１．新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業について １．令和２年度事業の進捗状況について ２．令和３年度美幌町に対する要望事項 ３．新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業について １．第１００回東北海道連絡協議会開催について ２．第１００回東北海道連絡協議会要望について ３．令和３年度事業計画案について
観光振興委員会	2.6.17 2.7.17 2.9.30 2.12.24 2. 11.10 3. 2.27	7 8 8 9 １０ １１	地域電力を活用した持続的なまちづくりへ調査推進 ㈱エネルギーメンテ北海道との意見交換会 ㈱エネルギーメンテ北海道との意見交換会 ㈱ワタミエナジーとの意見交換会 ㈱ワタミエナジーとの意見交換会 １．令和３年度美幌町に対する要望事項 １．第１００回東北海道連絡協議会開催について ２．第１００回東北海道連絡協議会要望について ３．令和３年度事業計画案について
総務委員会	2.11.19 3. 2.16	１０ １２	１．令和２年度事業の進捗状況 ２．令和３年度美幌町に対する要望事項 １．第１００回東北海道連絡協議会開催について ２．第１００回東北海道連絡協議会要望について ３．令和３年度事業計画案について
小企業等経営改善資金審査会	2. 9.24	5	審査件数　１件 計　１件

（6）その他の会議

会議名	年月日	出席者	議題
正副会頭会議	2. 4. 10	8	1. 第１００回東北海道商工会議所連絡協議会開催 2. オホーツク管内商工会議所会頭会議について 3. 新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業について 4. 常議員及びマルケイ資金審査委員の補充について 5. 美幌峠レストハウスについて 6. びほろ夏まつりの開催について 7. 関連団体の総会開催について

	2.　5.　7	8	1.　美幌グランドホテル閉館について 2.　新型コロナウイルス対策プレミアム商品券発行事業について 3.　新型コロナウイルス感染症対策について
	2.　6.　3	8	1.　諸会議日程調整について 2.　オホーツク商工会議所協議会「オホーツクお取り寄せエール」について 3.　道の「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業」について 4.　「びほろ笑顔プロジェクト」・「宅配・便利サービスプロジェクト」について
	2.　6.　17	8	1.　通常議員総会及び常議員会に関する件
	2.　7.　3	8	1.　第３５８回常議員会に付議する件 2.　美幌町に対する要望書提出について
	2.　7.　21	8	1.　共済制度懇談会 2.　美幌町への要望書提出経過について 3.　商工会議所三役と青年部との懇談会開催
	2. 9.　2	8	1.　職員の採用について 2.　自民党１２選挙区移動政調会要望事項について 3.　プレミアム商品券発行事業について 4.　美幌町観光まちづくり協議会法人化について 5.　職員に関する件 6.　行事予定について
	2. 10. 14	8	1.　２０２１年新年交礼会開催の有無について 2.　従業員表彰式挙行について 3.　プレミアム商品券発行事業について 4.　自民党１２選挙区移動政調会実施について 5.　美幌町地域電力事業並びに美幌町バイオガス導入プロジェクトについて 6.　その他
	2. 11. 18	8	1.　３５９回常議員会に付議する件 2.　２０２１年新年交礼会開催について 3.　１２月臨時議員総会及び常議員会の開催について
	2.12.　10	8	1.　緊急経済対策「飲食店応援プレミアム商品券発行事業について 2.　次年度以降の職員体制について
	3.　2. 12	8	1.　常議員会並びに通常議員総会開催日程について 2.　定款の変更について 3.　事務規程の一部改正並びに育児・介護休業規程新設について 4.　職員の採用について 5.　その他
	3.　3.12	8	1.　第３６１回常議員会並びに第１０３回通常議員総会に付議する件 2.　新型コロナウイルス対策各種補助金について

◎美幌町との懇談会
日　　時　　令和２年４月１３日
場　　所　　美幌町応接室
出 席 者　　美幌町長・副町長・教育長・各部長
　　美幌商工会議所会頭・副会頭・専務理事

日　　時　　令和２年６月１１日
場　　所　　美幌町応接室
出 席 者　　美幌町長・副町長・教育長・経済部長
　　美幌商工会議所会頭・副会頭・専務理事

日　　時　　令和２年１１月２７日
場　　所　　美幌町民会館
出 席 者　　美幌町長・副町長・教育長・各部長
　　美幌商工会議所会頭・副会頭・専務理事・各常設委員長

日　　時　　令和２年１２月２日
場　　所　　美幌町応接室
出 席 者　　美幌町長・副町長・教育長・経済部長
　　美幌商工会議所会頭・副会頭・専務理事

日　　時　　令和３年２月１２日
場　　所　　美幌町応接室
出 席 者　　美幌町長・副町長・教育長・各部長
　　美幌商工会議所会頭・副会頭・専務理事・各常設委員長

◎美幌町議会経済建設常任委員会との懇談
日　　時　　令和２年５月１３日
場　　所　　美幌町議会議員控室
出 席 者　　美幌町議会経済建設常任委員会
　　美幌商工会議所会頭・副会頭・専務理事・各常設委員長

7. 事　　業

（１）各種事業活動
①新型コロナウイルス感染防止対策事業
イ　新型コロナウイルス対策プレミアム商品券事業
新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響がでていることから事業者支援及び消費の喚起のためプレミアム商品券を発行した。(現金 2,000 円で 3,000 円分の商品券を販売)
（第１回）　４月２８日～　　５月３日　　１５，０００セット
（第２回）　９月　４日～　　９月６日　　１５，０００セット
（第３回）１２月１９日～１２月２０日　　１０，０００セット(飲食店限定)
（第４回）　１月１５日～　１月１７日　　１５，０００セット

ロ　アンケート調査の実施
感染拡大による企業経営への影響や希望する支援策等について調査。
（第１回）４月　（第２回）５月　（第３回）１２月　（第４回）１月

ハ　新型コロナウイルス対策懇談会の開催
　１）飲食店との懇談会（５月１１日）
　２）連合商店会役員会との懇談会（５月１５日）
　３）各部会長との懇談会（６月１６日）
　４）各部会所属企業との懇談会（P.26 部会開催欄を参照）

二　各種支援金・助成金申請サポート業務
　１）持続化給付金
　２）雇用調整助成金
　３）家賃支援給付金
　４）美幌町経営継続支援金
　５）美幌町中小企業者感染予防支援金
　６）固定資産税・都市計画税課税標準の特例措置申告

②観光事業
イ　美幌峠に所有する美幌峠レストハウス売店及び２階休憩室(指定管理者)にて美幌町に来訪する観光客に対し利便を与えた。

ロ　美幌町観光まちづくり協議会事業支援
　本協議会は、各関係機関が一体となって取組むことを目指した美幌町観光振興革新戦略ビジョンに掲げた事項を実行し、美幌町民を豊かにするためのまちづくりを目的に事業展開。

１．農林水産省 地域資源活用（Reborn Trip Project）

（１）農産品の高付加価値化
　〇BIHORO BASE 開催による農産品付加価値化

第１回	７月５日（日）	１６店舗	売上 ４０４千円	来場者 ４００名
第２回	８月２日（日）	１８店舗	売上 ３９６千円	〃 ３３０名
第３回	９月６日（日）	１７店舗	売上 ４４９千円	〃 ４８９名
第４回	１０月４日（日）	１８店舗	売上 ５５９千円	〃 ３９１名
第５回	１１月１日（日）	１６店舗	売上 ５００千円	来場者 ３６９名

　〇ブランド認証商品の情報発信及び推進

（２）ヘルスツーリズム開発
　〇ランドオペレーション機能構築に向けたWEBサイト運用（通年）
　〇旅行サービス手配業取得（6月18日取得）による農業体験受入戸数の推進（受入農家１９戸）
　〇旅行会社等への企画ツアー営業活動の実施（5月）
　〇広域連携による体験コンテンツの醸成（12月）
　〇SNSや映像を活用した「生まれ変わる旅」のPR広報展開
　〇同じ釜飯オンラインツアーの実施

第１回	８月２２日(土)	１１：３０-１３：００	参加者９名
第２回	８月２４日(月)	１９：００-２０：３０	参加者５名
第３回	９月２７日(日)	１１：３０-１３：００	参加者８名
第４回	９月３０日(水)	１９：００-２０：３０	参加者５名
第５回	１０月１４日(水)	１９：００-２０：３０	参加者６名
第６回	１０月１７日(土)	１１：３０-１３：００	参加者２名　　合計３５名

※内訳：東京都１４名、神奈川県５名、千葉県２名、大阪府１名、三重県２名、
愛知県１名、宮城県１名、熊本県１名、兵庫県１名、広島県１名、
札幌市４名、その他道内２名

（３）グリーンツーリズム開発
○農業体験先進地調査（７月１日蘭越町、２日深川市）
○農業体験実施者推進に向けた勉強会等の開催（衛生講習会６月２６日、防疫対策研修会８月２０日）
○大阪高等学校と美幌高等学校とのオンライン交流会（第１回８月１１日、第２回１月２９日）
○インバウンド観光客推進ファムトリップ事業（2 月 15 日～17 日、専門家 3 名招聘）
○（一社）宙ツーリズム推進協議会加入による広報展開

（４）協議会等開催
○総　会：６月３０日（火）１０：００
○幹事会：５月１２日、６月３日、７月１７日、８月１９日、１０月１５日、
１月１９日、３月２３日　（計７回開催）

２．農林水産省 農泊推進対策（Machigayado Project）

（１）勉強会・講習会・研修会の実施
○民泊・ゲストハウス推進セミナー（9 月 19 日）参加者 21 名

（２）個人旅行・教育旅行向けコンテンツの開発、磨き上げ
○オホーツク農村ツーリズム広域連携会議（農泊推進）（6/9、8/20、11/6）
○農泊事業先進地研修（7 月 1 日蘭越町、2 日深川市）参加者 5 名
○畑ガイド養成研修の実施（7 月 9 日 帯広市㈱いただきますカンパニー）参加者 6 名
○農村ツーリズム管内視察研修会（7 月 16 日）参加者 9 名
（網走市：我妻・岩井観光果樹園・民泊あばしりの家）
○屈斜路湖雲海ツアー研修（10 月 28 日 津別峠展望台）参加者 2 名
○令和 2 年度てしかが観光塾「ウイズコロナの観光戦略」参加（11 月 20 日オンライン）
○With コロナ時代のリスクマネジメント研修会（12 月 11 日オンライン）
○オンライン美幌峠雲海・農場ツアーの開催（12 月 12 日）参加者 12 名
○専門家派遣活用（12 月 28 日オンライン）Japan Story Travel 池田賢次郎氏
○大阪高等学校と美幌高等学校オンライン交流会（8/11、1/29）参加者 18 名
○ひがし北海道観光寺子屋への参加（延べ１０回）
○日本語学校生徒向けオンライン流氷ツアーの開催（3 月 3 日）参加者 42 名

（３）体制構築・強化
○コミュニティタクシー実証実験の実施（7 月 1 日～3 月 16 日）利用者 4 名
1 人 1,800 円、2 人以上 800 円、4 人以上 600 円、未就学児以下無料
○コミュニティタクシー効果検証アンケート調査（12/1～2/28 回答 36）
①峠荘　②グリーンビレッジ　③GLOCE プライベートゲストルーム美幌
○民泊推進のための物件現地調査（12 月 9 日 2 か所）
○月額制多拠点サービス推進のための現地調査（2 月 11 日 2 か所）
○ひがし北海道エクスプレスバス「美幌峠」「美幌駅」停車路線運行
○一般社団法人美幌町観光まちづくり協議会 登記・設立（10 月 8 日）
○ＪＡびほろ広報誌グリーンタイム「農泊受入事業」特集記事掲載

（４）人材活用事業
○事業推進プロデューサー候補１名雇用（R2 年 4 月 1 日～R3 年 3 月 31 日）
○専門家活用によるＯＪＴ型の研修の実施（15 回）

②中心市街地活性化事業の実施
イ　ポイントカードシステム事業「協同組合スマッピーカードびほろ」事務支援

ロ　びほろ町内消費拡大セール事業
美幌町連合商店会・協同組合スマッピーカードびほろ・美幌商工会議所の３団体で
消費拡大による美幌町内の経済活性化を目的に「びほろ町内消費拡大セール」を実施

内　容：　「プレミアム商品券発行事業・子育て世帯応援事業」
日　時：　①８月　３日～８月１７日
②１月１５日～１月１７日

ハ　協同組合スマッピー年末年始大売り出しの支援
期　間:　１１月１６日～１２月３１日
内　容：　商品券、美幌町特産品の贈呈

③第７回びほろ夏まつりの開催
新型コロナウイルス感染拡大のため中止

④　タクシーチケット販売事業の実施　　（手数料収益　666,998 円）

⑤美幌町収入証紙元売り事業
美幌町ごみ有料化に伴い、美幌町一般廃棄物処理手数料の収入証紙元売りの指定を受け、指定ゴミ袋の取り扱いを行なった。

取　扱　店	５１店		
取　扱　高	１０ℓ ごみ袋	14,809 袋	3,702,250 円
	２０ℓ ごみ袋	20,889 袋	10,444,500 円
	３０ℓ ごみ袋	13,692 袋	10,269,000 円
	４０ℓ ごみ袋	16,803 袋	16,803,000 円
	２５０円証紙	470 枚	117,500 円
	５００円証紙	555 枚	277,500 円
		合 計	41,613,750 円　（1,248,412 円）

⑥会員サービス事業の実施
・商工会議所会員並びに従業員の福利厚生事業の一助として各種共済制度等の事業実施。
・ＪＡＮメーカーコード登録申請業務及び容器包装リサイクル化委託申請業務を実施。
・会員企業の経営者や従業員、並びに家族の健康管理の充実を目的として健康診断の実施。

⑦合同会社びほろ笑顔プロジェクトに対する支援について
「豚から広がる　ものづくり　ひとづくり　まちづくり」理念として、豚肉から始まった特産品開発は、現在年間１０ヶ月間収穫できる北海道唯一の産地であるアスパラガス、知的障害者施設との連携から生まれた加熱用トマトなど農産物へと広がり、町全体で取り組む町おこし事業を展開。
・地域特性を活かした特産品開発
・美幌町学校給食に参入
・美幌高校との連携による美幌高校アイスクリーム開発
・美幌療育病院　ワークセンターぴぽろとの農福連携事業取組み（加熱用トマト栽培）

⑧合同会社びほろ宅配・便利サービスプロジェクトに対する支援
食料品をはじめとする生活必需品の販売、配達業務を通じ高齢者や独居者などへの見守り活動、声掛け安否・確認などを行うなど地域に生活する人々が安心して暮らせるための一助となる事業や空き店舗を活用し店舗「さらら」を営業しまちなかに賑わいをもたらし高齢者等の憩いの場として提供しできましたが、採算等も含め今後の事業運営が困難な状況であることから、９月末にて営業を停止し３月末を持って解散。

⑨美幌地方自衛隊協力会事業支援
美幌駐屯地隊員の激励並びに後援等に努めるとともに、自衛隊の実態を認識し、自衛隊の健全な育成・発展に寄与することを目的に役員として事業支援を行った。
・会議等の開催　　幹事会（４月１３日）・役員会・総会（５月８日）（ともに書面開催）
・美幌駐屯地創立６８周年記念行事　　記念行事（９月２８日駐屯地内で縮小開催）
・機関紙「北辰新聞」の月１回の発行

⑩自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会事業支援
美幌駐屯部隊の存置及び充実整備を図り、併せて隊区内市町村の振興に寄与することを目的とした、町内の自衛隊協力諸団体及び経済界の代表により構成された団体「陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会」の一員として事業支援を行った。
・会議等の開催　　総　会（４月２２日　書面開催）
　　役員会（４月２日、９月２日）
・陳 情 活 動
日　時　令和２年６月５日
陳情先　美幌駐屯地・第５旅団・帯広地方協力本部
日　時　令和２年６月１５日
陳情先　第一特科団・北部方面総監部（書面要望）
日　時　令和２年１０月１６日
陳情先　防衛省・陸幕・国会議員等（書面要望）

⑪美幌高校教育振興対策協議会事業支援
美幌高等学校の教育内容を充実させるための振興対策及び魅力ある美幌高校のあり方にいて協議し、美幌町の時代を担う人材の育成を図ることを目的に役員として事業支援を行った。
・協議会の開催　７月６日、３月２６日

⑫美幌町障害者自立支援協議会事業支援
美幌町に居住する障がい者が地域で安心して生活できるよう支援することも目的に活動。
・協議会の開催６月１１日、１１月５日

⑬美幌町地域福祉計画実施評価会議事業支援
企業、家庭、地域、福祉団体などが協働し、地域全体の力で解決を目指す「共に生き、支え合う社会を実現すること」を目標とし策定した計画の進捗状況、目標達成度の評価をする。
・会議の開催　３月２９日

⑭美幌町空家等対策協議会事業支援
防災や衛生等の生活環境の保全を図るため、空家等の発生の抑制や危険な空家の解消を促など、空家等対策を総合的かつ計画に進めることを目的に「美幌町空家等対策計画」を策定。
・委員会の開催　１０月２日

⑮美幌町シルバー人材センター事業支援

高齢者の豊かな経験と能力を生かし就労機会の確保に向けた事業の支援を行った。

・会議等の開催（書面会議含む）　　総　会（６月１７日、２月４日）
　　理事会（４月２４日、５月２６日・３月２６日）

⑯美幌みどりの村振興公社事業支援

自然環境を活用し、地域住民や都市生者に体験学習や野外活動の普及推進を図り、地域の農林業振興と地域住民の健康増進並びに福祉・文化の向上を図る事業の支援を行った。

・理事会の開催　（５月２９日、９月１０日、３月２６日）

⑰美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会事業支援

季節労働者の通年雇用促進の為、求人開拓、求人情報の事業支援を行った。

・総会（４月１５日）
・情報誌の発行
・通年雇用化人材育成事業の実施　セミナーの開催（１１月１９日、２月４日）
・資格取得支援

⑱美幌版総合戦略「美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会」事業支援

人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、美幌町の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するための「美幌版総合戦略」を策定することを目的に事業を行った。

・会議の開催（１１月２４日）

⑲美幌町地域特産品開発補助金支援事業（書面審査会）令和２年５月

〇特産品開発支援事業

・対象者　　合同会社 びほろ笑顔プロジェクト
　　オホーツク高橋農場
　　美幌商工会議所青年部

〇既存特産品改良支援事業

・対象者　　合同会社 びほろ笑顔プロジェクト

⑳役員・議員に対するＦＡＸ通信事業

号　数	発　行　日	掲　載　事　項
２３６	２．　６．　４	美幌町における景気動向調査報告書
２３７	２．　７．２２	美幌町における景気動向調査報告書
２３８	２．　７．２７	働き方改革個別相談会のご案内
２３９	２．　８．　６	働き方改革個別相談会のご案内
２４０	２．　８．２８	働き方改革個別相談会のご案内
２４１	２．　９．２５	働き方改革個別相談会のご案内
２４２	２．１０．２６	美幌町における景気動向調査報告書
２４３	２．１１．２７	働き方改革個別相談会のご案内
２４４	２．１１．３０	働き方改革個別相談会のご案内
２４５	２．１２．２１	働き方改革個別相談会のご案内
２４６	２．１２．２５	年末年始業務のご案内
２４７	３．　１．２２	働き方改革個別相談会のご案内
２４８	３．　２．１２	美幌町における景気動向調査報告書
２４９	３．　２．２２	働き方改革個別相談会のご案内

㉑美幌高等学校「インターンシップ」事業の支援
勤労や職業観の理解の深化を図り、コミュニケーション能力を養い、地域産業についての理解や地域社会に貢献できる人材育成を目的とする「就業体験」事業の支援を行った。
日　　程　　令和２年９月９～１１日　　第２学年　対象６３名
受入企業　　２９事業所

㉒美幌ふるさと祭り事業支援
新型コロナウイルス感染拡大のため中止

㉓青年部活動
１．会　議
（１）通常総会
１）日　　時　令和２年　５月２１日（木）１８：３０～ 美幌経済センター／ＷＥＢ開催
出席者　１２名（美幌経済センター７名、ＷＥＢ参加５名）、委任状１４通
決議事項　①令和元年度　事業報告書並びに収支決算報告について
②令和２年度　収支予算一部修正（案）について
③令和２年度　渉外事業費支出規程（案）について
報告事項　①飲食店・スナック・バー事業継続応援プロジェクトについて
２）日　　時　令和３年　３月２９日（木）１８：３０～ 美幌経済センター
出席者　１５名、委任状７通
来　　賓　美幌商工会議所青年部OB会　大野 江二 会長
決議事項　①令和３年度 事業計画（案）並びに収支予算（案）について
②定年年齢の引下げについて
報告事項　①美幌町内企業合同入社式及び研修会の開催について
②ＹＥＧ大賞について
③日本ＹＥＧ事業　絵本の町内図書館・学校等への寄贈について
④退会報告

（２）臨時総会
日　　時　令和２年１０月２２日（木）１８：３０～ 居酒屋 加賀屋
出席者　１３名、委任状１１通
来　　賓　美幌商工会議所青年部OB会　大野 江二 会長
決議事項　①令和３年度　会長予定者選出について
②令和３年度　役員予定者選出について

（３）役員会
１）日　　時　令和２年　４月２３日（木）１４：００～　美幌経済センター
議　　題　①令和２年度　通常総会提出案件について
②通常総会開催日について
③研修事業開催日等について
④美幌商工会議所青年部創立４０周年について
報告事項　①諸会議等の延期・中止について
２）日　　時　令和２年　５月１４日（木）１２：００～　美幌経済センター
議　　題　①令和２年度　通常総会提出案件について
②飲食店・スナック・バー事業継続応援プロジェクトについて
報告事項　①諸会議出席報告
３）日　　時　令和２年　６月５日（金）１２：００～　美幌経済センター

議　　題　①飲食店・スナック・バー事業継続応援プロジェクトについて
②今年度の事業について
報告事項　①北海道連道東協議会単会会長とのＷＥＢ懇談会
②諸会議出席報告

４）日　　時　令和２年　７月３日（金）１２：００～　美幌経済センター
議　　題　①飲食店・スナック・バー事業継続応援プロジェクトについて
②外部講師を招いての講習会について（研修事業委員会）
③４０周年記念式典・祝賀会について（実行委員会）
④美幌商工会議所正副会頭との懇談会について
報告事項　①日本ＹＥＧ　第９０回通常会員総会・全国会長会議について
②諸会議出席報告

５）日　　時　令和２年　８月７日（金）１２：００～　美幌経済センター
議　　題　①外部講師を招いての講習会について（研修事業委員会）
②美幌商工会議所青年部創立４０周年を祝う会について（実行委員会）
③美幌 YEG 版感染症予防対策に対するガイドラインについて
④YEG が創る夢ある北海道会議 出向メンバーについて
⑤集中豪雨支援金について
⑥次年度会長について
報告事項　①日本ＹＥＧ第３３回北海道ブロック大会石狩大会について
１１月１１日（水）ＷＥＢ配信について
②諸会議出席報告

６）日　　時　令和２年　９月７日（月）１２：００～ 美幌経済センター
議　　題　①外部講師を招いての講習会について（研修事業委員会）
②美幌商工会議所青年部創立４０周年を祝う会について（実行委員会）
③臨時総会日程（案）について
報告事項　①水辺で乾杯について
②美幌観光物産協会　令和２年度第１回観光振興委員会について
③令和２年度夢会議出向者について
④開催報告　石狩ＹＥＧブロック大会ＰＲおよび動画撮影

７）日　　時　令和２年１０月１日（木）１２：００～ 美幌経済センター
議　　題　①臨時総会日程（案）について
②美幌商工会議所青年部創立４０周年を祝う会について（実行委員会）
③第３３回北海道ブロック大会石狩大会登録等について
④美幌町自治推進委員会委員について
報告事項　①道東協議会　第１回会長会議　ＷＥＢ会議について
②北海道ＹＥＧ諸会議　第４回代表役員会・第２回理事会について
③全国会長研修会について
④開催報告　水辺で乾杯２０２０協力　（参加者　６名）
外部講師を招いての講習会　（参加者１８名）
Ｂｉｈｏｒｏ　Ａｌｅ完成披露会（参加者２４名）
⑤諸会議出席報告　第１回夢会議ＷＥＢ会議

８）日　　時　令和２年１０月１９日（月）１２：００～ 美幌経済センター
議　　題　①臨時総会提出案件について
報告事項　①北海道ＹＥＧ第５回代表役員会・第２回理事会について
②日本ＹＥＧ北海道ブロックビジネス交流会について
③開催報告　美幌商工会議所青年部創立４０周年を祝う会
④諸会議出席報告

９）日　　時　令和２年１１月１２日（木）１２：００～ 美幌経済センター
議　　題　①１１月度例会について
②今年度の事業等について
報告事項　①第２回 YEG が創る夢ある北海道会議について
②第９１回通常会員総会について
③第３８回全国会長研修会「豊後の國　府内おおいた塾」について
④諸会議出席報告
１０）日　　時　令和３年　２月２２日（月）１５：００～ 美幌経済センター
議　　題　①合同入社式について
②定年年齢の引下げについて
③通常総会の開催日について
④第４０回全国大会「しあわせ福井さばえ大会」登録について
報告事項　①ＹＥＧ大賞について
②～夢会議 presents～　Ceremony　“R2-卒業会　について
③諸会議出席報告

（４）次年度並びに現・新年度役員会
１）日　　時　令和２年１２月１８日（金）１２：００～ 美幌経済センター
議　　題　①令和３年度事業計画（案）について
２）日　　時　令和３年　３月１０日（月）１８：００～ 美幌経済センター
議　　題　①令和３年度事業計画（案）について
（現・新）
日　　時　令和３年　３月２５日（木）１８：００～ 美幌経済センター
議　　題　①令和３年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について
②合同入社式について
報告事項　①ＹＥＧ大賞について
②日本 YEG 主催事業
絵本「おかねってなぁに？」を全国へ広めよう！協賛について
③諸会議出席報告

（５）委　員　会
１）研修事業委員会
日　　時　令和２年　８月１８日（火）１８：００～
場　　所　美幌経済センター
参 加 者　米田・佐々木、オブザーバー：石澤・久山

２．事　　業
（１）美幌町内の飲食店・スナック・バー事業継続応援プロジェクト
１）支 援 金 募 集 期 間　　令和２年　５月２２日（金）～６月２６日（金）
支援者件数・総額　　１３８件、２，７４８，０００円
飲食店・登録者数　　２４店舗、８５名
２）打合せ等開催
①令和２年　４月２８日　１５：００～　打合せ
②令和２年　５月　７日　１３：３０～　　〃
③令和２年　５月１１日　１３：００～　事業者説明会
④令和２年　５月２１日　１３：００～　打合せ
⑤令和２年　５月２５日　１３：００～　　〃

⑥令和２年　６月　１日　１８：３０～　プロジェクト啓蒙活動　８名参加

（２）青年部創立４０周年記念

１）創立４０周年を祝う会「朱夏哀歓」

日　　時　令和２年１０月３日（土）１８：００～

場　　所　肉の割烹　田村

参 加 者　３８名（来賓６名、ＯＢ１２名、会員１８名、事務局２名）

２）実行委員会

準備会	令和元年	８月　７日（水）	１８：３０～	居酒屋 加賀屋	（参加４名）
第１回	〃	９月１４日（土）	１９：００～	〃	（参加３名）
第２回	令和２年	２月　６日（木）	１８：３０～	天照	（参加７名）
確認会	〃	２月２７日（木）	１４：００～	経済センター	（参加５名）
第３回	〃	４月１４日（火）	１９：００～	〃	（参加８名）
第４回	〃	７月　９日（木）	１８：３０～	〃	（参加５名）
第５回	〃	８月　３日（月）	１８：３０～	〃	（参加６名）
第６回	〃	８月１７日（月）	１８：３０～	町民会館	（参加７名）
第７回	〃	９月　３日（木）	１９：００～	経済センター	（参加７名）
第８回	〃	９月１７日（木）	１９：００～	居酒屋 加賀屋	（参加７名）
第９回	〃	９月２８日（月）	１９：００～	天照	（参加７名）

３）記念事業部会

①打合せ

第１回	令和２年	４月２４日（金）
第２回	〃	６月　６日（土）
第３回	〃	７月　７日（火）
第４回	〃	７月１０日（金）
第５回	〃	８月２０日（木）
第６回	〃	８月２５日（火）
第７回	〃	９月　１日（木）
第８回	〃	９月　９日（金）

②試飲会

第１回	令和２年	６月２０日（土）	参加１０名
第２回	〃	８月２８日（金）	参加１６名

③仕込み作業

札幌市 令和２年　７月１２日（日）

４）Bihoro Ale（美幌エール）完成披露会

日　　時　令和２年　９月２５日（金）１８：００～

場　　所　美幌経済センター　３階

参 加 者　２４名

報告事項　日本ＹＥＧ主催「ＹＥＧ大賞」

【経営に携わる者として部門】部門別準グランプリ受賞

（３）定　　例　　会

１）ＯＢ会との懇談会

※コロナウイルス感染予防のため、開催見送り

２）親会との懇談会
日　　時　７月２９日（火）１８：３０～
場　　所　美幌経済センター　役員室
参 加 者　１２名（来賓５名、会員７名）
３）和牛まつり会員親睦例会
※和牛まつり中止により、開催中止
４）８月交流事業
※コロナウイルス感染予防のため、開催中止
５）他団体との意見交換会
※コロナウイルス感染予防のため、開催中止
６）１２月会員親睦例会
※コロナウイルス感染予防のため、開催中止
７）卒業式
日　時　令和３年　３月２９日（月）１９：００～
会　場　美幌経済センター
卒業者　村田将昭・弥三谷和貴・佐藤栄保

（４）美幌ＹＥＧ事業関係・他団体との交流
１）美幌町企業合同入社式及び研修会
※コロナウイルス感染予防のため、開催中止
２）美幌商工会議所青年部ＯＢ会総会
日　　時　令和２年　７月３日（金）１８：００～
場　　所　居酒屋 加賀屋
参 加 者　石澤、久山
３）石狩ＹＥＧブロック大会ＰＲおよび動画撮影
日　　時　令和２年　８月２９日（水）９：４５～
会　　場　美幌経済センター
参 加 者　６名
４）水辺で乾杯２０２０
日　　時　令和２年　９月９日（水）１８：００～
会　　場　美幌北中学校横河川敷
参 加 者　６名
５）外部講師を招いての講習会
日　　時　令和２年　９月１８日（金）１８：３０～
会　　場　美幌町民会館　中ホール
概　　要　講師　大本 佳典 氏
講演テーマ「コロナに負けない為の経営術」
参 加 者　町内青年団体等　１８名（青年部１２名）

（５）北海道 YEG・日本 YEG 関連諸会議
１）日本商工会議所青年部第３３回北海道ブロック大会石狩大会
日　時　令和２年１０月２５日（日）１３：００～ ＷＥＢ開催
２）日本商工会議所青年部 第３８回全国会長研修会「豊後の國　府内おおいた塾」
日　時　令和２年１１月２０日（金）２１日（土）ＷＥＢ開催
出　席　工藤
３）日本商工会議所青年部 第４０回全国大会 しあわせ福井さばえ大会
日　時　令和３年　３月　５日（金）・６日（土）ＷＥＢ開催

登録者　石澤・坂本・村田・工藤・後藤
４）日本商工会議所青年部　通常会員総会
日　時　令和２年１１月２０日（金）１２：３０～　ＷＥＢ開催
出　席　石澤
日　時　令和３年　３月　６日（土）１０：００～　ＷＥＢ開催
出　席　石澤
５）日本商工会議所青年部 北海道ブロック・東海ブロック合同　全国大会の情報共有会
日　時　令和３年　２月２０日（土）１７：００～　ＷＥＢ開催
出　席　石澤
６）日本商工会議所青年部 道東協議会 単会会長ＷＥＢ懇談会
日　時　令和２年　６月２９日（月）２０：００～
出　席　石澤
７）北海道商工会議所青年部連合会　代表役員会
日　時　令和２年　６月２３日（火）１９：００～　ＷＥＢ開催
出　席　坂本
日　時　令和２年　７月２５日（土）１３：３０～
会　場　滝川市
出　席　坂本
日　時　令和３年１０月　７日（水）１９：００～　ＷＥＢ開催
出　席　坂本
日　時　令和２年１０月２４日（土）　９：００～
会　場　石狩市
出　席　坂本
日　時　令和２年１２月１２日（土）１３：００～　ＷＥＢ開催
出　席　坂本
日　時　令和３年　３月２０日（土）　9:００～
会　場　網走市
出　席　坂本
８）北海道商工会議所青年部連合会　理事会
日　時　令和２年　７月２５日（土）１３：３０～　ＷＥＢ開催
出　席　坂本、石澤
日　時　令和２年１０月２４日（土）１０：００～
会　場　石狩市
出　席　現地：坂本　ＷＥＢ：石澤
日　時　令和２年１２月１２日（土）１４：００～　ＷＥＢ開催
出　席　石澤、坂本
日　時　令和３年　３月２０日（土）１０：００～
会　場　網走市
出　席　石澤、坂本、工藤
９）北海道商工会議所青年部連合会 道東協議会 会長会議
日　時　令和２年１０月　８日（木）１８：００～　ＷＥＢ開催
出　席　石澤
日　時　令和３年　３月１６日（火）１８：００～　ＷＥＢ開催
出　席　石澤
１０）ＹＥＧが創る夢ある北海道会議
日　時　令和２年　９月２５日（金）１５：００～　ＷＥＢ開催
出　席　田村

日　時　令和２年１１月１４日（土）１５：００～　ＷＥＢ開催
出　席　田村　オブザーバー　石澤
日　時　令和３年　１月２３日（土）１５：００～　ＷＥＢ開催
出　席　木村、田村
日　時　令和３年　２月２０日（土）１５：００～　ＷＥＢ開催
出　席　田村

～夢会議 presents～　Ceremony「Ｒ２－卒業会」
日　時　令和３年　３月２０日（土）１３：００～
会　場　網走市　出席　石澤・坂本・工藤・木村・田村

３．美幌町内諸会議等への出席
１）第４１回美幌観光和牛まつり 実行委員会役員会
日　時　令和２年　４月２８日（火）１３：３０～ 美幌町役場別館 会議室
出　席　石澤
日　時　令和２年　５月２７日（水）１８：００～　　〃
出　席　石澤
２）美幌観光物産協会 令和２年度理事会及び総会
日　時　令和２年　５月１５日（金）１６：３０～ 美幌経済センター
出　席　石澤
３）美幌観光物産協会令和２年度観光振興委員会
日　時　令和２年　９月１１日（金）１８：００～ 美幌観光物産協会
出　席　石澤
日　時　令和２年１０月　９日（金）１８：００～　　〃
出　席　石澤
日　時　令和２年１１月２５日（水）１８：００～　　〃
出　席　石澤
４）２０２１びほろ冬まつり実行委員会
日　時　令和２年１１月１０日（火）１４：００～　美幌経済センター
出　席　石澤
５）美幌町自治推進委員会
日　時　令和２年１１月　５日（木）１８：３０～
出　席　坂本

４．諸 団 体 へ の 加 入 及 び 連 携

・ 北海道商工会議所青年部連合会	直前会長	坂本　美紗
・ 北海道商工会議所青年部連合会	理　　事	石澤　りん
・ 北海道商工会議所青年部連合会	幹　　事	工藤　　伸
・ 北海道商工会議所青年部連合会	夢会議担当	木村　利昭・田村　英樹
・ 美幌冬まつり実行委員会	委　　員	石澤　りん
・ 美幌観光物産協会	理　　事	石澤　りん
・ 美幌観光和牛まつり実行委員会	委　　員	石澤　りん
・ 美幌町暴力追放推進協議会	委　　員	後藤　武史
・ 美幌町明るい選挙推進協議会	委　　員	久山　武徳
・ 美幌町自治推進委員会	委　　員	坂本　美紗

（２）意　見　活　動
○東北海道商工会議所連絡協議会提出　　（５月１０日）
○令和２年度自由民主党移動政調会提出　　（１１月３０日）

女満別空港の就航体制の整備について

女満別空港はオホーツク圏の空の玄関口として年間約８６万人の乗降客数を有する空港であった。
２０２０年１月から北海道エアポート㈱による運営委託がスタートし、ターミナルビル、２０２１年３月からは、滑走路との一体運営が始まり、「オホーツクの比類なき大自然やひがし北海道広域周遊観光のゲートウェイ」と位置付けられ、新たな投資による各種計画が盛り込まれていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により乗降客数が激減し、それに伴い就航便の減便・就航路線の運休などにより、これまでの計画の実現も危ぶまれることが懸念されている。
ついては、今後もオホーツク地域の経済活性化のために、路線と就航体制の維持を強く要望する。
１．女満別空港の就航体制の維持
１）就航便の早期回復と運休路線の復元
２）北海道エアポート㈱の運営に対する柔軟な対応

北海道横断自動車道の整備促進について

政府は２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、訪日外国人旅行者数４，０００万人を目指しており、それに伴い、北海道でも訪日外国人来道者数５００万人を掲げている。また、２０１６年３月２６日の北海道新幹線の開業、２０３０年末の札幌延伸により、更なる経済活性化が期待される。その経済的波及効果を全道にもたらすためにも、各方面からの交通ネットワークの整備が必要であります。
２０１７年度は、北海道横断自動車道陸別町小利別－訓子府ＩＣ間の開通と、２０１９年度には「北見東ＩＣ－美幌高野ＩＣ（仮称）」間（１４．３ｋｍ）が新規事業化され、更に２０２０年度には、北海道横断自動車道網走線「女満別空港－網走」間が概略ルート・構造の検討（計画段階評価を進めるための調査）を行う箇所に選定されるなど、道東地域での高規格幹線道路ネットワークの完成に向け、地域の期待は一段と高まってきている。
道内の都市間距離は全国平均の約２倍となっており、その移動に要する時間は当然長く、地方センター病院及び救命救急センターのカバー面積は全国と比べて約４倍となっており、高齢化社会が到来し、最近の医師不足による地域医療への住民不安が顕在化する中で、救急搬送並びに日常の受療動向とも第三次高度医療施設が存在する中核都市へ依存する傾向が強くなっており、住民は遠距離の移動で大きな負担を強いられています。
また、農水産物生産については、全国シェアの上位に位置しているところであり、我が国の安定した食料供給に貢献するためにも、安全かつ効率的な農水産物の輸送が可能となる高規格幹線道路の整備が必要不可欠であります。
加えて、当地域は国内有数の地震発生地域であり、近年相次ぐ暴風雪災害への備えを含めて、地勢的にも防災・減災の早急な取り組みが不可欠な地域であることから、新たな社会資本を柔軟に整備・活用する発想を持って、災害に強いインフラを構築していくことが必要であります。
ついては、地域基幹産業の競争力を高めることで我が国の発展に貢献するとともに、地域医療の格差是正を図り、災害時においても地域の生命線を確実に確保するために、高規格幹線道路の整備が促進されるよう要望する。特に北海道横断自動車道は、点在する道東の中核都市を効果的に結びつけ、道東と道央を直結させる大動脈として地域の産業・経済の発展、円滑な物流、観光振興などあらゆる面で多大な効果をもたらすことが期待されており、交通ネットワークは全線が開通することにより本来の目的が達成されることから、早期完成を強く要望いたします。

（１）端野高野道路の早期着工
（２）予定路線区間「女満別空港－網走」間の計画段階　　評価の早期着手

ＪＲ石北本線の維持存続に向けた具体的な支援策の確立

道央から遠隔にあるオホーツク地域において、鉄道は、札幌はじめ主要都市間を効率良く移動する公共交通の柱であるとともに、定時性・大量輸送に優れた交通手段の根幹を担っており、地域経済の発展、地域住民の足として不可欠であり、広域物流やビジネス、国内外からの誘客に欠かせないものとなっています。
特に、ＪＲ石北本線はオホーツク地域を縦貫する重要な交通手段として地域住民、ビジネス・観光客などに利用されており、石北本線の沿線地域は、国の広域周遊ルートの指定により、インバウンド等による交流人口の飛躍的な拡大に向け重要な役割を果たすことが期待されている。
ついては、ＪＲ石北本線の役割は極めて重要であることから、石北本線の維持・存続を要望するとともに、ＪＲ北海道の取組として、徹底したコスト削減・収益確保等の経営努力と経営情報の開示の徹底、さらに、北海道としては、地域との検討・協議を加速させ、各市町村の実情を踏まえ、他の交通モードとの連携を強化した利便性の高い交通体系の確立に向けて主導的な役割を果たすとともに、持続可能な経営構造の確立に向けた国の実効性ある支援を強く要望いたします。
また、２０１９年度ＪＲ北海道を含め、ＪＲ東日本など４社が連携され、宗谷線等において観光列車の運行が実施されましたが、未だ石北本線においては、観光列車の運行が無いことから、オホーツク地域の魅力ある資源をＰＲし、利用促進を図るためにも観光列車の運行が実現できますよう関係機関へ強く要望いたします。

地域高規格道路の整備促進について

高規格幹線道路との連携による「交通ネットワークの形成」の一環として、道内においても地域高規格道路の整備が進められています。
広大な東北海道地域では、主要都市や生産集積地を有機的に結ぶ道路網の整備が重要な課題であるが、北海道横断自動車道、旭川・紋別自動車道及び帯広・広尾自動車道と連携した地域集積圏の拡大や、広域物流拠点である重要港湾、広域交通拠点としての空港などと連結する高速交通ネットワークを形成する上で、地域高規格道路の重要性が高まっていることから、路線の早期整備を要望いたします。
１．地域高規格道路候補路線「道東縦貫道路」（美幌町－標茶町）の計画路線への早期昇格

外国との貿易協定等における適切な対応について

道東地域が魅力ある農村環境を維持し、国民に安全で安心な食料を安定供給していくとともに、農業・農村の持続的な発展を図っていくためには、国における様々な貿易交渉において、食糧自給率低下や農業・関連産業への打撃など地域経済に及ぼす影響が極力少なくなるよう適切な判断が必要となってきます。また、経営コストの面で他の農業国と比べ不利な面が多く、万が一貿易ルールの交渉において対応を誤ると、これまで築き上げてきた土台を根底から揺るがすものとなってしまいます。
外国との貿易協定を巡っては、TPP11・日ＥＵ・ＥＰＡが相次いで発効され、巨大な自由貿易圏が誕生したことで、我が国の農林水産業は新たな国際環境に入りました。
また、ＴＰＰ１１（環太平洋連携協定）発効と併せ、米国は二国間での自由貿易協定（ＦＴＡ）によりＴＰＰ以上の自由度を要求してくるのではないかと危惧されており、農林漁業者を

はじめ関係団体は大きな不安等を抱えているところであります。
　こうした大きな不安等を払拭するためにも、引続き外国との貿易交渉に関しては十分に時間をかけて分析・議論をし、安易な譲歩をするのではなく、影響把握に継続して取り組み、その影響を最小限にとどめる手立てを講じ、万全の対策がなされるよう強く要望いたします。
(1)今後の農業分野における貿易交渉に当たっては、多様な農業の共存と食料安全保障の確保が図られるよう、関税撤廃の例外品目を設定するなど適切に対応するとともに、交渉過程の情報開示を積極的に行うこと。
(2)将来にわたって農林漁業者が希望をもって経営に取組むことができるよう、経営所得安定対策などのさらなる充実や必要な財源の確保に引き続き取り組むこと。

北海道における陸上自衛隊の維持・充実について

　北海道は、我が国の防衛戦略上極めて重要な拠点として位置付けられ、自衛隊創隊当初から第一線部隊が配置され、国土防衛や地域の安全と安定に大きな役割を果たすとともに、国際的な安全保障環境の構築に寄与してきました。しかしながら、２００５年度以降、道内の陸上自衛隊は大幅な削減が行われ、防衛力からみた北の守りの低下は地域の安全と安定、更には地域の経済・社会に大きな影響を及ぼしています。東北海道においては、第５旅団並びに第２師団の遠軽駐屯地が所在し、北方防衛の最前線に立ってきたが、近年はスリム化の要請に対応しつつ、機動性と即応性を兼ね備えた精強部隊として高い練度を維持する努力を続けられ、国際平和協力活動の主力ともなっています。加えて、地域住民との相互信頼の絆も厚く、経済、社会、文化などさまざまな面でかかわりを持ちながら地域の発展に大きく貢献しており、東日本大震災以降は地震、津波など大規模災害への備えが叫ばれる中にあって、地域からの自衛隊に対する期待は誠に大きなものがあります。
　２０１８年１２月に策定された新たな防衛計画の大綱並びに中期防衛力整備計画では、統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする機動師・旅団の半数を北海道に保持することや、自衛隊部隊の存在が地域コミュニティーの維持・活性化に大きく貢献し、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮することが示されています。また北海道は、部隊練成に不可欠な大規模演習場が数多く配置されるなど、防衛力を下支えするための良好な訓練環境が整っており、高度な技術力も持ち即応性や持続性、強靭性及び連接性を重視しつつ、多様な活動に即応した実効的な防衛力の構築を進める上でも、北海道の自衛隊は、更に重要な役割を担って行くものと確信しています。
　今後も、北日本地域の安定的な戦略環境と統合機動防衛力の構築や地域の安全と安定、更には自衛隊創隊以来、半世紀以上の長きにわたり、国の防衛政策の推進に積極的に協力してきた北海道の役割や道内に所在する防衛財産の価値を十分に認識され、北海道における陸上自衛隊の維持・充実について要望いたします。

国土交通省北海道局並びに北海道開発局の体制の維持について

　北海道は明治以来、わが国の食料やエネルギー資源などの供給地として位置付けられ、政府は国家的見地から北海道開発に積極的な投資を行ってきた。
　現在は、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画を企画・立案し、推進する体制として、「国土交通省北海道局、北海道開発局、各開発建設部」という組織構成により執行されているが、積雪寒冷や広域分散型社会を反映した北海道特例の継続、公共事業予算の一括計上などの施策とあわせ、総合的な開発の枠組みが有効に機能しています。これらの枠組みによって、例えば、食料の生産基盤である農地や漁港、関連施設などを計画的に整備し、それらを運ぶため

の道路や港湾、空港など物流基盤を有機的に構築することで、総合的機能を持った「日本の食料基地」として、国益にかなう産業基盤の一体的整備が図られるとともに、地域住民の安全・安心なくらしと産業を守る治水・防災や生活基盤づくりに大きな役割を果たしています。

こうした中、国土交通省の組織見直しに関して北海道局の廃止・統合議論が一時浮上したことや、国の出先機関改革等の議論が行われてきたことなどから、地域では依然として強い危機感を共有する状況にあります。

北海道局は、北海道開発を一元的に担当する局として、財政当局をはじめ各省・各局と対等な立場で調整する機能を有し、全国一律の観点で政策を所管する国土交通省他局とは性格を異にしており、廃止あるいは統合されることになれば、一括計上権や北海道特例が継続されたとしても、北海道開発の枠組みの弱体化・形骸化が危惧されています。また、北海道開発局についても近年、地方整備局など出先機関の権限委譲と同一視した見方が広がるなど、国土交通省と農林水産省が所管する国の公共事業の実施を一元的・総合的に担う機関としての本質が軽んじられていることは、甚だ遺憾と言わざるを得えません。

地球的規模で深刻化する資源・食料の獲得競争やエネルギー問題、大災害に備えた大規模バックアップ拠点機能の確保など国家が優先して取り組むべき課題の解決に向け、正に国家的見地に立った北海道開発の推進が強く求められている中で、我々北海道民は今こそフロンティアスピリットをもって使命に応え、食料自給率の向上やエネルギーの安定供給などに寄与し、国の発展に貢献して行く所存であります。

しかしながら、国土面積の２２％を占める北海道の国家的開発を自治体の財政負担によって支えて行くことは極めて困難と言え、他地域と比べ非常に立ち遅れている高速交通・物流ネットワークなど必要とされる社会資本整備や１次産業の振興、さらには国策としての北方領土隣接地域の振興などの面で、北海道局並びに北海道開発局の役割は誠に大きなものがあり、拙速な統廃合や委譲議論は避けるべきと考えます。

ついては、北海道総合開発体制の国家的使命を確認するとともに、国土交通省北海道局並びに北海道開発局の体制の維持を強く要望いたします。

商工会議所が担う経営改善普及事業に係る
補助金の確保及び事務局長設置要件の見直しについて

商工会議所では、重点事業として中小企業相談所を設置し、地域経済を支えている小規模事業者の経営支援に取り組んでおります。

現在、従来型の金融を中心とした支援に加え、企業の経営分析や事業計画の策定を行う等、事業者に寄り添った伴走型支援にも取り組んでおり、経営課題の多様化・高度化により、１事業者あたりの経営支援業務は増加しております。

また、２０１９年７月には、改正小規模支援法が施行され、「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」において、地方自治体をはじめ産学官金様々な関係者と一層の連携が求められるとともに、地域の中核的な役割を担うことが期待されているところであります。

しかしながら、一方で、その財源となる「小規模事業指導推進費補助金」は事業費が削減されたままの状態が続き、さらには、支援の実働を担う経営指導員等、商工会議所職員数も減員していることから、慢性的なマンパワー不足により、十分なサポート体制の維持ができていないのが現状であり、このことは、地域の衰退に直結するもので強い危機感を持っております。

小規模事業者の発展ひいては地域経済の発展のために、次の事項につき特段の配慮がなされますよう要望いたします。

(1)経営改善普及事業の円滑な実施に向け、人件費、事業費予算の安定的な確保並びに更なる拡充

⑵事務局長設置費の補助要件を商工会と同様の要件に改めること

新型コロナウイルス感染症対策について

２０１９年１２月から新型コロナウイルスが中国を感染源として、全世界に拡散し、日本国内の感染者数も増加の一途をたどり、政府は２０２０年４月７日、７都府県に対し緊急事態宣言を発令しました。
現在、第２次補正予算を計上しコロナ感染対策として各種対策に取組んでいるところでありますが、未だ、感染拡大の終息が見えない中で長期化の様相を呈しております。
新型コロナウイルスの封じ込めを最優先とし、企業や家計の収入減少を補い、スピード感のある実行で効果を引き出すことを望むものであります。
つきましては、一日も早く、国民の不安感を払拭し、各自治体と連携し、生活や経済に対する影響を最低限に抑えながら、感染拡大に歯止めをかけ、医療体制を維持し、終息への道筋をつけ、中小・小規模事業者には、安心安全な経済活動が取り戻せるまで、経済対策の追加支援など柔軟な態勢を持って継続されますよう強く要望いたします。

◎美幌町商工業の振興並びに育成のため美幌町に対する要望
（令和２年４月１３日）

要　　望　　書

日頃から、町民の安心・安全のまちづくりに向けてご尽力されておりますことに敬意を表するとともに、平素より当所の運営にあたりまして格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中、その影響は本町におきましても飲食関係をはじめ小売・サービス業に多大なる影響が出ております。
このため、当所としましては小規模事業者の事業継続の支援策が目下の最重要かつ喫緊の課題と考えております。
つきましては、今後、事業存続も危ぶまれる事業者が出てくることがないよう、次の事項について特段のご高配を賜りますよう茲に要望致します。

１　プレミアム商品券発行に伴う予算要望について

理　　由
本町におかれましては、関係者のご尽力により新型コロナウイルス感染者は出ていませんが、全国的な感染症の拡大により、本町でもスポーツ大会をはじめ各種大会やイベントなどが中止となり、歓迎会や懇親会の自粛が相次いでいる現状であります。これらは本町の経済活動の停滞を招き、極めて厳しい状況にあります。
過日、当所が実施した「新型コロナウイルス感染に関する緊急影響調査」結果では、「企業活動に影響が出ている」「今後影響が出る可能性がある」と答えた企業は回答企業の９２％であり、その影響の内容については「予約キャンセル、利用者・客数の減少、イベント中止」と答えた企業が６４．８％となっております。
現在でも、全国的に新型コロナウイルスの感染は拡大しつづけており、小規模事業者は感染終息の兆しの見えない不安な状況の中で、事業の展開が開けず、資金繰りの悪化の中で営業をしているのが実情であります。
このような中、町では小規模事業者の円滑な資金繰り対応として速やかに、「緊急対策利子等補給事業補助金」を創設していただいたところでありますが、さらに切れ目なく、事業継続

に向けた対策が必要不可欠と考えますので、力強い後押しする制度として「プレミアム商品券発行事業」実施に対する予算措置をして頂きたく要望致します。

（令和２年７月６日）

要　望　事　項

１　消費喚起に向けて第２弾・第３弾プレミアム商品券発行事業に伴う予算措置について

＜理由＞

新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内事業者に深刻な影響が出たなかで、事業継続と応援に向けた対策が必要不可欠と考え、力強い後押しとして「プレミアム商品券発行事業」実施に対し予算措置を頂き感謝申し上げます。

つきましては、今後も事業継続と事業者支援並びに地元消費拡大に向けた販売促進の取組として、第２弾・第３弾と切れ目なくプレミアム商品券の発行事業を年度内に渡り実施致したく存じますので、特段の予算措置を賜りますよう要望致します。

２　新経営継続支援金の創設について

＜理由＞

飲食店・宿泊業を除く全業種に対しての経営継続支援金の支援策を頂き感謝申し上げます。しかし、予定を大幅に下回る申請件数の中で、申請期限が６月３０日に終了したところでありますが、現状では今後も長期に渡り影響を受けることが予想され、売上が見込めず、営業活動もままならぬ中で、事業者にとっては固定費（人件費・家賃・水道光熱費・リース料・広告宣伝費・マスク・消毒液等）が大きな痛手となります。

つきましては、今まで営業継続支援金・経営継続支援金の給付の受けていない事業者に対しまして一律に支援金を給付する支援策を創設いただきたく要望致します。

３　感染予防対策等に対する支援事業の創設について

＜理由＞

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」での実践に向けた、新しいビジネススタイルの「新北海道スタイル」に対応する、地域経済を下支えしている事業者に対し、感染状況等を見極めつつ、企業が勇気を持って事業継続できるよう、次の支援策の創設を要望致します。

① 感染予防としての、マスク・アルコール消毒液・体温測定機器等の購入に対する支援。

働き方の新しいスタイルに合わせた接触機会を減らす、事業活動再開に向けた対面接触抑制のための機器の購入・改装・改修等、衛生管理に必要な機器の購入並びにキャッシュレス化に向けての費用の一部補助制度の創設。併せて、特例として、緊急事態宣言が発令された４月１６日以降に発生した経費を遡って補助対象経費に認めていただけますようお願い致します。

② 美幌町店舗リフォーム促進支援事業の対象要件緩和（事務所のリフォーム）について

４　町発注の公共工事、物販、役務等における工期・納期等の配慮並びに感染防止対策等に対する経費見直しについて

＜理由＞

新型コロナウイルスの影響を受けて、部材入荷の遅れや取引停止など、サプライチェーン等への影響を受けている建設業・製造業・販売業の事業者に対し、町が発注する公共工事、物販、

役務等について、柔軟な工期の設定、迅速な支払いをお願いすると共に感染防止対策等に係る工事経費についても、国や道と同様な見直しをお願い致します。
　また、新年度におきましても同様に、柔軟かつ十分な対応と予算の確保を要望致します。

５　緊急対策利子等補給事業補助金の継続について

＜理由＞
　緊急経済支援策として取り扱いが始まりました補助金は、町内企業の大きな助けとなっております。
　つきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が全く見えない状況において、事業者の資金需要はこれからも増加すると予想されることから、引き続き制度の維持継続を要望致します。

６　国・道の支援策に対する継続、要件緩和及び申請手続の簡素化について
＜理由＞
　国・道から多数の支援策が用意されておりますが、真に支援を必要とする事業者には漏れなくかつ迅速に届いていないとの声が多く聞かれます。
　その効果を十分に発揮させていくためには、何よりも分かり易く、スピード感がある対応が求められており、地域の実情を熟知し、国や道の支援策や制度、動向を把握されている町が率先して国や道に対して財源確保や追加支援策の拡充等への後押しをお願い致したく要望致します。
（１）「新型コロナウイルス感染症対応資金」の制度維持と借換要件緩和について
（２）　国土強靭化、防災、減災の取組み及び公共事業の財源確保について
（３）　各種支援策の申請書類の簡素化について

（令和２年１１月２７日）

　令和３年度美幌町の予算編成にあたり美幌町商工業の振興並びに育成の為、次の事項について特段のご高配を賜りますよう茲に要望致します。

１　新型コロナウイルス感染症対策について
〈理　由〉
　２０１９年１２月から新型コロナウイルスが全世界に拡散し、日本国内の感染者数も増加の一途をたどり政府は２０２０年４月に緊急事態宣言を発令しました。
美幌町では速やかに補正予算を計上し、コロナ感染対策として経済界に各種対策に取組んでいただきましたことに対し感謝申し上げます。
　しかしながら、ここにきて新型コロナウイルスの第３波が到来しそうな状況で、未だ感染拡大の終息が見えない中で長期化の様相を呈しております。
新型コロナウイルスの封じ込めを最優先とし、企業や家計の収入減少を補い、スピード感のある実行で効果を引き出すことを望むものであります。
　つきましては、一日も早く町民の不安感を払拭し生活や経済に対する影響を最低限に抑えながら感染拡大に歯止めをかけ終息への道筋をつけ、事業者には安心・安全な経済活動が取り戻せるまで経済対策の追加支援など柔軟な態勢をもって継続されますよう強く要望致します。

２　商工会議所運営強化にかかる予算要望について

　令和３年度美幌商工会議所事業運営にあたり下記の通り予算要望をいたしますので美幌町の特段のご配慮を要望する次第であります。
（１）中小企業相談所運営費補助金　　１，０００万円

（２）びほろ夏まつり開催に伴う補助金　　２５０万円

３　美幌商工会議所所有街路灯の所有権及び維持管理権限の美幌町への無償譲渡について
〈理　由〉
現在、美幌町内の８街区に美幌商工会議所の名義である街路灯が１４０本設置されております。本来、街路灯は設置している地域の商店会・自治会等の所有名義になるものでありますが、設置当時から、北海道電力との契約上の理由で法人格のある美幌商工会議所が契約者となり設置されたものであります。
街路灯の電気料金は「街路灯維持管理費負担金」として全額美幌町に負担頂いているところでありますが、維持管理に係る費用は街路灯が設置されている各街区の商店会及び自治会が負担してきました。しかし、最近では電球等が破損しても交換、修繕がされないままになっている街路灯が数多くみられるようになり、夜間の安全確保や街並み景観の面からも不都合が生じております。
このような状況であるため、商工会議所では各街区の商店会や自治会の代表者を招いて意見交換会を令和２年３月１３日に行いました。
街路灯の維持管理（修繕等）がされない主な理由としては、「維持管理・補修は設置されている地区の商店会、自治会が費用負担をする」との取り決めが自治会内で引継がれていない。自治会加入者減少や高齢化により、財政的理由から費用負担が困難になっている。
以上の理由から、意見交換会では将来的なことも勘案し、「街路灯を美幌町に無償譲渡し維持管理権限を移管したい」旨の結論となりました。
つきましては、商工会議所所有の街路灯を美幌町に無償譲渡、維持管理権限を移管したく特段のご配慮を賜りますよう要望致します。

４　陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実・強化について
〈理　由〉
国土防衛や地域の安全に多大な役割を担っている自衛隊はその任務だけでなく、地域の経済・社会とも密接なつながりが深く、美幌町の発展には大きく貢献しております。
２０１８年に策定された新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえ、第６普通科連隊の即応機動連隊への新編と、美幌駐屯地の更なる充実・強化に向けた美幌町当局の積極的な活動を要望致します。

５　ＪＲ石北本線の維持存続にむけた支援策の要望
〈理　由〉
ＪＲ石北本線はオホーツク地域において札幌市など主要都市間を結ぶ公共交通機関の要で、地域経済の発展、地域住民の移動手段、物流手段として極めて大きな役割を担っており住民の生活や経済活動において不可欠なものであります。
ＪＲ北海道では令和３年春のダイヤ改正に合わせ道内を運行する特急の減便、「旭川 - 網走間」を運行する「特急 大雪」などの路線を一部臨時列車化するなど、運行体制を見直しコスト削減、収支改善を目指す考えを示しております。
ＪＲ北海道の取組みとしてコスト削減、収益力を確保のための営業努力は極めて重要でありますが、石北本線の路線維持存続にむけ沿線自治体の協力も必要であることから近隣自治体との支援協力及び美幌町独自の支援策を要望致します

６　美幌町への移住・定住の積極的推進
〈理　由〉
美幌町では平成２７年度より移住定住施策を重点的に取組みはじめ、これらの施策の効果もあり、一定程度の移住者の受け入れが実現する成果をあげております。

つきましては、令和２年度より東京圏からの移住者を対象とする移住支援金制度の実施市町村となるなど積極的に施策を実施しておりますが、商工会議所と致しましても移住者に就業の場を提供することにより移住・定住者の増加を図る所存でありますので、今後は移住者支援対象となる地域を東京圏以外にも拡大を図る要請や、引続き美幌町として独自の移住者支援策の構築など積極的な推進を要望致します。

７　美幌高校の間口削減対策への取組み

〈理　由〉

北海道教育委員会が策定した「公立高校配置計画案」で美幌高校が令和５年度に１学級減と地域の説明のないまま示されました。

本町では早速「美幌高校を守る会」による間口削減反対署名活動を行い、地域が一丸となり１４，４００筆の署名を集め、道教育長に提出し削減撤回を求めた結果、決定時期を１年間先送りとなりました。

商工会議所と致しましても地域総合経済団体としての立場で、卒業後の就職先確保への対応策の検討などを積極的に進めて行く所存でありますので、美幌町におかれましても、平成３０年度に設置されたオール美幌体制の「美幌高校教育振興対策協議会」をもとに、入学生減少による間口削減対策として地域の教育機関である美幌高校の存続・運営に向け、積極的に有効な支援策を引続きご支援頂けますよう要望致します。

また、オホーツク教育局全体での、特に北見の高校を中心とした間口の平均化適正配置に向け美幌町当局の積極的な活動を要望致します。

８　ふるさと納税の取組み向上について

〈理　由〉

多くの人が、進学や就職を機に地方から都会に移り住みます。

ふるさと納税とは、今は都会に住んでいるけれど、子供のころに暮らした故郷に恩返しがしたい、興味のある地域に何か貢献がしたいといった人々の想いから生まれた制度であり、美幌町でも「ふるさとを思う　こころが届く　美幌町ふるさと寄附金」制度として、大切に活用しているところであります。

今後も少子高齢化・人口減少の中で、いかにより住みやすい環境とこれからの町の活性化への後押しとなるよう、使途目的を明確にした基金を設置し、官民一体で重点的に取り組むよう要望致します。

９　公共事業の確保と早期発注方要望について

〈理　由〉

個人消費の低迷、民間設備投資の減少、公共事業の削減等で景気は依然として厳しい状況の中にあり、このような状況がさらに続けば当地方経済の活力は著しく低下・疲弊いたします。

つきましては、地域経済活性化に向け「建設工事量の安定的確保と地元企業への優先発注」について特段のご配慮を賜りますよう要望致します。

１０　町産品の町内優先購入及び行政ポイントの発行要望について

〈理　由〉

当所では、地元産品愛用と町内優先購入の促進を美幌町連合商店会と協力し積極的に活動を展開しているところであり、美幌町におかれましても特段のご協力をお願いしますとともに、入札物件につきましては、地元の商店存続の意義も踏まえ、入札条件に地元の企業優先をお願い頂きますよう要望致します。

また、ポイントカード事業につきましては平成２０年度より設備導入及びイベント等に対して美幌町よりご支援を頂きながら運営をしているところですが、近年の各地行政としてのポイ

ントカード事業の事例を見ますと「転入者・新生児誕生・新成人・市や町が指定する事業参加」などに対しポイントカード会と連携しポイント発行する事例が数多くみられます。
　つきましては、町が指定する事業に参加された方に対し、ポイントを付与することにより、事業への参加促進及びスマッピーカードの普及により地域経済の活性化を図るものでありますので、行政ポイントの発行につきまして前向きにご検討いただけますよう要望致します。

１１　町内消費拡大事業に対する支援について
〈理　由〉
　個人消費の拡大と購買力の流出防止を狙い、美幌商工会議所・美幌町連合商店会・協同組合スマッピーカードびほろで実行委員会を編成し、平成２１年度より実施しております販売促進活動は、美幌町の特段のご配慮により利用者に対する利便性の向上と加盟店の販促活動に大いに貢献しているものと実感しており、令和３年度におきましても引続き事業を展開してまいります。
　また、消費者の購買意欲を促し地元消費拡大に向けて実施致します連合商店会の中元売出し「歌謡ショー」についても、多くの町民の方々に対して商店街の存在意義を周知でき購買意欲の促進効果があると存じますので、引続き美幌町中小企業振興条例に基づく助成金につきまして特段のご配慮を賜りますよう要望致します。
　さらに、平成２９年度・平成３０年度に次世代を担う若手後継者等に先進地視察等の研修の機会を与えて頂いた事により、大きな刺激を受け新たな発想による商店街活性化策が連合商店会青年会において継続協議されており、商店街活性化策検討の参考にするための事例研究のためにも引き続き将来を担う若手経営者・後継者に対する支援を要望致します。
（１）スマッピーカードプレミアム商品券事業の拡充による継続支援
（２）連合商店会共同売出し事業に対する継続支援
（３）先進地視察研修における費用の支援

１２　都市基盤整備事業の推進について
〈理　由〉
　本町の都市基盤整備並びに交通安全等の観点から、次の事項について特段のご配慮を賜りますよう要望致します。
（１）商店街における町道の除排雪の充実
（２）国道の整備促進
　①　国道３３４号線美斜線」
　②「国道２４３号線基点の交差点改良」
　③　「案内標識看板の改良」
（３）高規格幹線道路（端野高野道路の早期着工、女満別空港－網走間の早期事業着手に向けた所要の調査促進）の整備促進
（４）道東縦貫道路（美幌―標茶）の計画路線への早期昇格への促進
（５）道々の整備促進
　　駅前停車場線の改良
（６）大正橋の架け替え並びに第７７０号道路の改良（特に交通安全の観点から）
（７）町道２８０号及び２５２号の改良について
　　通称：緑園通りにおける北１丁目から北２丁目間の街路樹及び植樹帯の撤去によりイベント広場としての整備
（８）歩道の整備（国道・町道）
　①バリアフリー化、植栽の整備、改良工事の推進
　②植栽の整備に伴う植樹枡の設置について（国道２４０号線／大通北１～ 仲町２）
（９）公共交通機関のアクセス網の促進

①女満別空港発着バスの美幌乗り入れ並びに空港交通の利便性向上について

１３　公共施設の有効な利活用について
〈理　由〉
　様々な公共施設が老朽化していると思われますが、町民の利便性に配慮し機能を連携させ、生活弱者や高齢者にやさしく暮らしやすい生活環境が提供できるような公共施設に向けて財政環境が厳しい中ではありますが、現在の公共施設の有効的な活用についてご検討下さいますよう要望致します。
（１）他の老朽化した建物の検討
（２）空き公共施設の有効活用について

１４　中心市街地活性化事業の支援方要望について
〈理　由〉
　中心市街地の活性化取組みについては、単に商店街を活性化することでなく、まち全体のコンパクトなまちづくりを進めるマスタープランのもと、居住、公共施設、交通などの要素を中心に、生活拠点として総合的に中心市街地のまちづくりを進めることであります。
　今後も美幌町連合商店会との協議を進めながら、まちづくりに向け検討して行く所存でありますので、次の事項につきまして美幌町の特段のご配慮を賜りますよう要望致します。
（１）中心市街地活性化事業への支援
　①商店街景観形成事業に伴う商店街の環境美化取組み支援（植樹枡の設置）
　②まちづくりに関しての官民連携による組織作りについて
（２）店舗リフォーム促進支援事業継続並びに運用の緩和
（３）起業家支援事業の継続
（４）空き店舗解体に伴う補助制度の創設
（５）公益的法人等への美幌町職員の派遣等に関する条例施行規則制定について

１５　ケア付き福祉公営住宅の建設等について
〈理　由〉
　美幌町には知的・精神障害者（児）等が相当数在住、その親族も高齢化に伴い親亡き後の当事者たちの地域生活支援について、平成１８年２月公営住宅法施行令の一部を改正する政令により公営住宅の単身入居が認められるようになりましたが、単身で生活できないケースも多々あります。
　ついては、美幌町の将来に向けての福祉を中心とした街づくりに繋がることとなると思いますので、そうした単身で生活できない知的・精神障害者（児）等に対するケア付き福祉公営住宅の建設等に美幌町の特段のご配慮を要望する次第であります。

１６ 第６期美幌町総合計画基本構想「基本目標３－ まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり」の実行について
〈理　由〉
　訪日客が４０００万人を超える時代に入り、北海道７空港の民営化が行われ、女満別空港は、ひがし北海道広域周遊観光のゲートウェイとして位置付けられ、多くの観光客等がオホーツク管内に来ることが期待されておりましたが、本年２月に国内において感染拡大した新型コロナウイルスの影響により外国人観光客や国内旅行者が激減し、その先行きは不透明なままの状況にあります。
　しかし、こうしたコロナ禍において、テレワークやワーケーション、マイクロツーリズムなどの新たな価値観や生活スタイルが生まれております。こうした状況下において、第６期美幌町総合計画基本構想「基本目標３－ まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり」に

おいて、美しい自然、新鮮な農作物や食、交通の要衝という恵まれた立地など美幌町の特長を観光振興で積極的に活かし、行ってみたいと思われるまちをめざす、ことが目標として掲げられております。

まさにコロナ禍という前代未聞の事態に遭遇した今だからこそ、本町の強みである交通の要衝としての優位性を活かした、新たな観光まちづくりのための戦略と実行プランを立案し、町民一体となった観光まちづくりを推進する環境・体制を整え、本町の資源や持ち味を活力に換えていくまちづくりのために、以下の項目を要望いたします。

（１）交通の要衝としての優位性を活かした

新たな観光まちづくりのための戦略ビジョンの策定

平成２８年度に美幌町観光振興革新戦略ビジョンが策定されておりますが、この戦略ビジョンを補足・補完する形で、コロナ禍における新たな価値観、生活様式を踏まえた本町の交通の要衝としての優位性を活かした交流人口・関係人口の創出による活力あふれる観光まちづくりを目指した戦略ビジョン及び官民が一体となって実行するアクションプランの策定を要望いたします。

（２）戦略ビジョンの実行及びマネジメントする中核組織への支援

上記、戦略ビジョンの実行及びマネジメントする中核組織として、一般社団法人化した美幌町観光まちづくり協議会を推奨いたします。この美幌町観光まちづくり協議会が美幌版 DMO（DMC）として登録し、持続的、安定的に運営・マネジメントできるよう、現在、行政が担っている観光及び教育旅行の推進や移住定住などの交流人口・関係人口の創出につながる事業を美幌町観光まちづくり協議会に事業委託して頂けますよう要望いたします。

（３）まちの資源や持ち味を活かした事業のための施策の拡充

空き家や遊休施設等を活用した民泊やゲストハウス推進のための助成制度の継続及び、町外者が本町でテレワークやワーケーションができる施設の整備を行うなど、交流人口、関係人口の創出につながる施策の新設・継続を要望いたします。あわせて、交通の要衝としての優位性を活かし、本町を拠点としたサイクルツーリズム推進のための拠点の整備及び運営経費の予算化を要望いたします。

（４）女満別空港からの２次交通対策について

交通の要衝としての優位性を活かしたまちづくりにおいては、民営化され今後、益々乗客が増えることが期待される女満別空港と本町を結ぶ交通手段が乏しい状況に対して、美幌町観光まちづくり協議会で実施しているコミュニティータクシーの実証実験の結果を踏まえて、女満別空港から本町を結ぶ２次交通対策を早急に講じていただけますよう要望いたします。

（５）まちなか賑わい創出を目指した複合拠点施設の新設について

交通の要衝として国道に面し、町民や観光客等が行きやすく、地場産品や特産品の販売及び美幌町の食を楽しめ、さらに宿泊機能を有し、まちなか賑わいの創出につながる複合拠点施設の新設を要望いたします。

あわせて、この複合拠点施設の建設に向けた協議については、町民も参画するなど官民一体となった計画策定を要望いたします。

（３）調　査　研　究

Ａ　従業員勤続年数調査

調査月日　令和２年１０月１日～１０月２６日

調査内容　商工従業員勤続表彰のため

Ｂ　景気動向調査

調査年月日　　６・９・１２・３月（四半期毎）

調査方法　　小売・卸売・建設・製造・サービス業の５業種の内、予め選定した企業 100 社に対し、四半期毎に調査を行なった。

（4）広　　報
Ａ　定　期　刊　行　　商 工 び ほ ろ　（年６回　美幌新聞「みつめて」に掲載）
Ｂ　不 定 期 刊 行　　中 小 企 業 相 談 所 だ よ り
Ｃ　そ　の　他　　中小企業融資制度のしおり・施策普及啓蒙ボールペン
メモ帳・ファイル

（5）証明・鑑定・検査
Ａ　証　明
貿易関係・国内取引関係証明　　該当なし
営業証明　　１０　件
Ｂ　鑑　定　　該当なし
Ｃ　検　査　　該当なし

（6）各　種　行　事
Ａ　行　　事
１．美幌商工会議所商工従業員表彰式
日　時　令和２年１１月２０日
会　場　美幌経済センター
被表彰者　表彰・受賞の項参照
２．協賛行事
（1）美幌観光和牛まつり支援
新型コロナウイルス感染拡大のため中止

Ｂ　研修派遣
１．日　時　令和２年１１月４日～６日
会　場　旭川市
内　容　キャッシュフローと利益・資金計画策定支援
参加者　経営指導員　伊藤健一

２．日　時　令和２年１１月３０日～１２月１日
会　場　旭川市
内　容　中小企業支援担当者支援研修・事業取組紹介
参加者　経営指導員　伊藤健一

（7）技術技能の普及検定
Ａ　検　定
ａ　簿　記

回　次	実施月日	人数	１級	２級	３級	４級	合計
第156回	１１月１５日	受験者数	－	2	3	－	5
		合格者数	－	0	3	－	3
第157回	２月２８日	受験者数	－	－	3	－	3
		合格者数	－	－	3	－	3

ｂ　北海道観光マスター　　令和２年１１月２３日実施
受験者数　１名　　合格者数　１名

Ｂ　競 技 会　　該 当 な し

（８）取引紹介（照会を含む）斡旋

国　内　取　引

文章によるもの　　０　件

電話によるもの　　０　件

窓口によるもの　　０　件

（９）取引紛争の調査、仲裁　　０　件

(10) 求人活動の相談指導

会員事業所の新規学卒求人対策として相談窓口となり、一括求人活動を行った。

(11) 経営改善普及事業

Ａ　巡回、窓口、相談事業

イ．経営指導員の設置月数及び稼働日数　　３６ヶ月　　７１１日

ロ．巡回による相談及び指導日数　　１１３日

ハ．相談及び指導の内容及び件数

相談指導内容	巡　　回	窓　　口（電話を含む）
経営革新	０	０
経営一般	７８	１１１
情　報　化	１７５	１１４
金　　融	１１６	１３２
税　　務	１４５	１３９
労　　働	１２９	１６５
取　　引	０	０
創　　業	１９	１７
環境対策	０	０
そ　の　他	１１０	１０９
合　　計	７７２	７８７

Ｂ　講習会等の開催による指導

イ．集　団　指　導

開催年月日	講題または指導内容	講師の職業及び氏名	回数	人数
R2.　5.25	売上アップのための 接客マナー講座	コーチングオフィス 代表　田中　　薫	1	7
R2.　10.26	売上アップのための 接客マナー講座	コーチングオフィス 代表　田中　　薫	1	１２
集　団　指　導		計	2	１９

ロ．個　別　指　導

開催年月日	講題または指導内容	講師の職業及び氏名	回数	人 数
R3.2.25・26	決算個別指導	経営指導員　深　田　裕　二 伊　藤　健　一	2	4
R ３.３.２６	消費税個別指導	税理士　菅原　雅之	1	7
個　別　指　導		計	3	１１

Ｃ　金 融 の 斡 旋

		斡旋延べ 件数（件）	貸付決定 件数（件）	斡旋総額 （千円）	貸付決定 総額（千円）
国民生活金融公庫	一　般　・　特　別	7	7	77,000	77,000
	マ　ル　経　資　金	1	1	4,000	4,000
	新　創　業　融　資	0	0	0	0
	計	8	8	81,000	81,000
その他	道　制　度　融　資	2	2	35,000	35,000
	市 町 村 制 度 融 資	４６	４６	411,900	411,900
	計	４８	４８	446,900	446,900
合　　計		５６	５６	527,900	527,900

Ｄ　社会保険等の事務代行

労　働　保　険	事　業　所　数	従　業　員　数	
	８５	３４４	
各種共済加入者	小 規 模 共 済	倒 産 防 止 共 済	中 退 金 共 済
	３５	7	２４３

(12) 伴走型小規模事業者支援推進事業

（１）事業の内容

【事業計画策定支援】

（ア）事業計画策定支援セミナー

①開催日時：０８月２７日（木）１８：００～２０：００
　　１１月２６日（木）１４：００～１９：００

②開催内容：０８月 事業計画策定支援スタートアップセミナー
　　１１月 顧客管理塾

③講　　師：０８月 川上 正人氏（中小企業診断士）
　　１１月 川上 正人氏（中小企業診断士）

④開催回数：２回

⑤テキスト：０８月 コロナ禍の経営戦略のまとめ方（入門編）
　　１１月 早期売上を目指した顧客管理塾

⑥受講人数：０８月１２名（内小規模事業者１２社）
　　１１月　８名（内小規模事業者７社）

⑦ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ：セミナー参加事業者１６社の中から７社を専門家活用による個別相談会に誘導すると共に、他の５社に対しては経営指導員が巡回等を行い、事業計画策定に向けたフォローアップを実行

⑧開催成果：セミナー参加事業者１６社中、９社がコロナ禍における事業の継続に必要な取組みや売上・利益の向上を目指した販路開拓などの事業計画策定をすることができた。

（イ）経営支援基幹システム（BIZミル）を活用した経営状況の分析

①運用期間：９月～２月

②分析内容：財務分析、経営状況分析

③分 析 数：１７社

④ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ：分析した結果を事業者にフィードバックし、その結果を踏まえた事業計画の策定支援としてフォローアップを実行

⑤実施成果：分析した事業者１７社すべて事業計画を策定することができました

※（ア）（イ）含めた事業計画策定支援事業目標達成状況

事業計画策定事業者１２社目標に対して、（ア）（イ）並びに個別相談会実施による策定支援も含め、２２社が事業計画を策定することができました。

【事業計画策定後の実施支援】

（ア）専門家の活用（のべ３２回）

専門家の活用によって得られた個社への成果が事業計画の進捗状況や事業課題を把握して個別相談会へ誘導し、事業計画実行に向けたフォローアップを１３社（新規創業予定者２社含む）に対して、延べ３２回実行しました。

この１３社のうち１０社が事業計画を策定することができ、事業課題であった事業計画策定へのフォローアップとして充分に成果をあげることができました。また、そのうちの１社が創業計画を策定することができ、本年３月に開業することができました。

あわせて、需要開拓支援先事業者４社に対して、フォローアップも含め延べ１５回個別指導を実施。需要開拓支援に連動させて事業を実施できたため大きな効果を創出できました。

（イ）ビジネスマッチング交流会

①開催日時：２月２４日（水）１４：００～１７：３０

②開催内容：講師より商工会議所の伴走支援の内容や効果を紹介すると共に、参加事業者間の新たな域内でのビジネスチャンスの創出を図り、売上・利益の向上に向けた支援を実施

③専 門 家：川上 正人氏（中小企業診断士）

④参加人数：１５名（小規模事業者１３社）

⑤ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ：経営指導員がビジネスマッチング交流会を目指して事業計画の作成及び計画実行をできるように、事業計画作成のためのセミナーや個別相談会に誘導すると共に巡回・窓口相談等を行い、参加事業者１３社中１０社が事業計画策定した事業者が参加した。残りの３社のうち１社は本交流会の参加を機に事業計画策定を目指していくことになった。

⑥個社効果：参加事業者全員で自社の商品・サービスの強みや特徴を紹介すると共に事業の課題を話しあうことで取引先となるキッカケを創出することができ、新たな域内での売上・利益向上に対しての販路を見出すことができました。

※（ア）（イ）含めた事業計画策定後の目標達成状況

売上もしくは営業利益が前年比または支援前に比べて５％増となる小規模事業者８社の創出目標に対して、目標を達成した事業者は０社となった。支援実行内容は充実しており、フォローアップも充実させて支援を実行できましたが、コロナの影響は大きく支援先事業者の売上は前年比３０％～５０％も落ち込んでいます。そうした状況から前年比売上･利益増となる事業所を創出することができませんでした。しかし、事業の立て直しを目指して事業計画を策定した事業者は今年度だけで２２社となり、この事業者へのフォローアップを次年度においても継続し、本事業の目標を超えるよう事業計画策定後における伴走支援を実行していきます。

（２）新たな需要の開拓に寄与する事業

（ア）得する街のゼミナール（まちゼミ）※コロナ感染防止のため開催を中止

（イ）feel NIPPON 春 2021

①開催時期：令和３年２月３日（水）～５日（金）３日間

②開催内容：日本商工会議所feel NIPPON春2021（会場来場者１１，３９３名）

③開催場所：東京ビックサイト

④事業者数：３社（内小規模事業者３社）

※東京都が緊急事態宣言発令中（北海道は集中対策期間）のため、出展事業者１社出展取止め

⑤ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ：出展後、専門家活用による個別相談会に誘導し、商談リストを確認すながら、途切れてしまっている商談先事業者への再アプローチ方法について具体的に指導を仰ぎ、実行したところ新たに１社から見積依頼が入るなど商談先との縁を切らないためのフォローアップを実行しています。また、商品の特長を踏まえて域内における販路先も検討し、域内における需要開拓の実施に対しても実行できるようフォローアップを実施しています。

⑥事業成果：支援先４社の目標に対して３社（１社はコロナ禍のため出展取止め）に需要開拓支援を実行しました。会期中の３日間で、名刺交換１３５社、見積商談件数４６社、新たな取引先８社の成約目標に対して、会期後２月末現在で１０社との成約を結ぶことができました。そのうちの１件が大口商談となり、１１，０００食・売上２００万円（前年総売上１．５％）相当の商談が成立した。出張自粛により職員の同行支援がない中、専門家活用による個別相談会での販路開拓に向けた事前準備や新商品の開発など、きめ細かい伴走支援が大きな要因となっています。この需要開拓支援により売上５％増につながる支援を実行することができました。

⑦商談用リーフレット作成・配布成果状況

上記、小規模事業者の商品や強みなどの価値を可視化するリーフレットを各事業所２種類（各５００部）作成し、商談時間が限られている中で、有効にバイヤー等と商談を進めるために作成・配布しました。来場者が大きく減少する中で昨年度同等数の名刺交換１３５社、見積商談件数４６社、成約１０社と成果を大きく出すことができた。見積商談件数４６社のうち２社はリーフレットだけを見て商談依頼が入りました。

（３）経営指導員等の支援能力向上等

（ア）日本商工会議所等の支援機関主催による研修会への参加

①開催日時：１２月４日（金）１０：００～１７：００

②実施場所：ライブ配信方式（ZOOM使用）

③実施目的：創業支援のノウハウ取得しながら小規模事業者の伴走支援スキルの　向上を図るため

④実施内容：コロナ禍における商工会議所の対応や創業支援あり方や手法

⑤講　　師：ジャイロ総合コンサルティング㈱　大木ヒロシ氏・渋谷　雄大　氏

⑥参加者名：佐々木俊介

⑦研修会参加でもたらされた個社への効果：

コロナ禍における商工会議所としての支援手法やコロナを乗り越えるための創業ビジネスの捉え方や創業スクール・セミナーの完全オンライン化の手法を取入れた支援の必要性を把握できたため、コロナ禍における個社支援を実行できる体制を作っていけます。

(13) 制度改正に伴う専門家派遣事業

１．セミナーの開催

「インボイス制度の概要と実務上対応のポイント」

日　時　９月２４日

講　師　税理士・行政書士　星　　叡　氏

(14) 受　託　事　業

・小規模企業共済	中小企業基盤整備機構
・中小企業倒産防止共済	〃
・中小企業退職金共済	勤労者退職金共済機構
・労働保険事務組合	労働基準局・北海道商工労働観光部

8. 登　　録

（１）法　　定　　台　　帳

商取引紹介（照会）斡旋に活用した。

・作成（又は訂正）年月日　　令和２年４月１日～９月３０日

・登録業者数　　２２４名

9. 会 館 ・事 務 所 等

（１）土　　地

※　美幌経済センター敷地地積　　１，７６８．０４㎡

①　美幌町有地　　無償借受使用　　９２７．２３㎡

所　　在　　美幌町字仲町１丁目４４番１

②　美幌商工会議所所有地　　８４０．８１㎡

所　　在　　美幌町字仲町１丁目４４番２　　（４９５．０６㎡）

所　　在　　美幌町字仲町１丁目１番１　　（３３７．２６㎡）

所　　在　　美幌町字仲町１丁目８５番２　　（８．４９㎡）

※　美幌峠売店休憩地地積　　７３８㎡

国　有　地　　網走営林署より有償借受け

所　　在　　美幌町字古梅国有林網走事業区２７林班ちりヲ小班

（２）建　　物

美幌商工会議所の所有する主たる建物及び物件

◎　美幌経済センター

ＲＣ造（一部ＳＲＣ造）　　３階建

１階　４５０．７８㎡（内　町所有　２９７．１６㎡、会議所所有

９３．０７㎡、共有　６０．５５㎡）

２階　４２４．８７㎡

３階　４５０．２４㎡　ＰＨ階２７．２５㎡

合　計　　１，３５３．１４㎡

◎　美幌峠レストハウス

鉄骨造　　２階建

１階　５６０．２０㎡

２階　５２３．６５㎡（内　町所有　４８８．６２㎡／会議所所有　３５．０３㎡）

合　計　　１，０８３．８５㎡

（３）施　　設

◎　美幌経済センター

美幌商工会議所の所有する経済センターを本町産業経済の発展並びに社会福祉のため、適当と認める集会行事に対し、美幌経済セ ン ター運営規程に基づき貸与した。

◎　会議室使用状況（　）内は２０１９年度

月	第２研修室 役員室	大会議室Ａ	大会議室Ｂ	大会議室	合計
４	７（８）	０（０）	３（３）	０（０）	１０（１１）
５	１９（１４）	１（０）	４（７）	９（４）	３３（２５）
６	４５（１２）	０（２）	０（４）	３０（１）	７５（１９）
７	３９（６）	０（０）	０（７）	３１（０）	７０（１３）
８	１０（９）	０（０）	３（３）	４（３）	１７（１５）
９	９（１５）	０（０）	３（５）	７（３）	１９（２３）
１０	１０（１４）	１（０）	４（５）	４（２）	１９（２１）
１１	１１（２０）	０（０）	２（４）	４（３）	１７（２７）
１２	７（１０）	０（０）	２（４）	４（１）	１３（１５）
１	５（１６）	０（０）	０（３）	６（１）	１１（２０）
２	１６（１５）	０（０）	１（３）	４（１）	２１（１９）
３	１１（１５）	７（０）	０（０）	０（３）	１８（１８）
合計	１８９（１５４）	９（２）	２２（４８）	１０３（２２）	３２３(２２６)

◎　貸室　　２室　　美幌建設業協会　／　美幌ロータリークラブ

◎　美幌峠レストハウス（　㈱美幌峠物産館

10. 関係団体への加入及び連携

（１）日本商工会議所

イ　所属委員会

・観光委員会　　委　　員

・地域活性化委員会　　委　　員

（２）北海道商工会議所連合会

イ　所属委員会

・観光振興委員会　　副委員長

・産業戦略委員会　　委　　員

・食産業振興委員会　　委　　員

ロ　会議等出席

会　　議　　名	月　　日	出　席　者	場　所
東北海道商工会議所専務理事・事務局長会議	４．　３	専務理事他	北見市
オホーツク管内商工会議所事務局長会議	７．　３	深田次長	北見市
東北海道商工会議所専務理事懇談会	８．　３	専務理事	北見市
全道商工会議所事務局長会議	９．１０	深田次長	北見市
オホーツク管内商工会議所会頭会議	９．２３	会頭他	北見市
テーマ別担当者会議	１０．１３	佐々木	帯広市
北海道ブロック中小企業相談所長会議	１０．１９	深田次長	札幌市
全道商工会議所専務理事会議	１０．２１	専務理事	札幌市
東北海道商工会議所専務理事・事務局長会議	１０．２８	専務理事他	紋別市
オホーツク管内商工会議所専務理事・事務局長会議	１．２７	専務理事他	北見市
全道商工会議所専務理事会議	２．　９	専務理事	札幌市
北海道商工会議所連合会総会	３．１０	会頭他	札幌市

（３）その他の団体

中小企業オホーツク公和会
網走管内職業能力開発協会
美幌町防火管理連絡協議会
北海道火災共済協同組合
北海道中小企業共済協同組合
北見職安管内労働保険事務組合連合会
北海道社会保険協会北見支部
網走地方職業病防止対策連絡協議会
美幌観光物産協会
北見電信電話ユーザー協会
美幌地区危険物安全協会
美幌地区交通安全協会
エイチ・イー・エス推進機構
北見工業大学地域共同研究センター
東京農業大学生物産業学部協力会
エア・ドゥオホーツク友の会
オホーツク物産振興協議会
ベストウイズクラブ

（４）町内下記団体の事務代行若しくは、その指導及び事業に協力した。

（公社）網走地方法人会美幌支部
美幌町連合商店会
美幌自衛隊退職者雇用協議会
美幌警察官友の会
（協）スマッピーカードびほろ
（同）びほろ笑顔プロジェクト
（同）びほろ宅配・便利サービスプロジェクト

（５）諸会議等の出席

会　議　等　名　称	月　　日	出　席　者	場　　所
景気浮揚対策に関する懇談会	４．　７	専務理事他	当所
商工打合せ	４．　８	専務理事他	当所
スマッピーカード企画委員会	４．　８	深田次長	当所
通年雇用監査	４．１５	会頭	当所
スマッピーカード理事会	４．１６	深田次長	当所
和牛まつり役員会	４．２８	専務理事	役場
飲食店との懇談会	５．１２	会頭他	当所
連合商店会役員懇談会	５．１５	深田次長	当所
観光物産協会理事会・総会	５．１５	専務理事	当所
手作り出店実行委員会	５．２０	専務理事	しゃきっとプラザ
観光物産協会三役会	５．２５	専務理事	観光物産協会
和牛まつり実行委員会	５．２７	専務理事	役場
美幌峠交通安全祈願祭	５．２９	会頭	美幌峠
武部代議士との懇談会	６．　６	会頭他	当所
観光物産協会三役会	６．１０	専務理事	ぽっぽ屋
連合商店会役員会	６．１１	専務理事他	当所
障害自立支援協議会	６．１１	専務理事	しゃきっとプラザ
雇用対策会議	６．１９	専務理事他	当所
観光物産協会長との懇談	６．２２	会頭他	当所
観光物産協会三役会	６．２３	専務理事	観光物産協会
美幌高校評議委員会	７．　２	専務理事	美幌高校
観光物産協会三役会	７．　７	専務理事	観光物産協会
バイオマス懇談会	７．１７	会頭他	当所
新北海道スタイル構築促進事業説明会	７．２０	深田次長	札幌市
観光物産協会三役会	７．２１	専務理事	観光物産協会
スマッピーカード企画委員会	７．２１	伊藤課長	当所
空港利用促進幹事会	７．２７	専務理事	大空町
スマッピーカード企画委員会	７．２８	深田次長	当所
高校配置計画検討協議会	７．２９	専務理事	北見市
観光物産協会三役会	８．　４	専務理事	光物産協会
GoTo トラベル地域共通クーポン説明会	８．　４	深田次長	網走市
第 5 旅団長表敬	８．１７	会頭	役場
手づくり出店実行委員会	８．１８	専務理事	しゃきっとプラザ
観光まちづくり協議会幹事会	８．１９	専務理事他	当所
観光物産協会三役会	８．２５	専務理事	観光物産協会
女満別空港整備利用協議会幹事会	８．３１	専務理事	大空町
自民党 12 支部政経セミナー	９．　６	会頭	北見市
観光協会委員会	９．１１	専務理事	ぽっぽ屋
第 5 旅団長表敬	９．１５	会頭	しゃきっとプラザ
観光物産協会三役会	９．２９	専務理事	観光物産協会
ワタミエナジーとの懇談	９．３０	会頭他	当所
観光物産協会観光委員会	１０．　９	専務理事	観光物産協会
スマッピーカード企画委員会	１０．１４	深田次長	当所
観光物産協会三役会	１０．１６	専務理事	観光物産協会
保護司会会議	１０．２０	専務理事	しゃきっとプラザ

自民党移動政調会	１０．３１	会頭他	北見市
冬まつり実行委員会	１１．１０	専務理事	当所
ワタミエナジーとの懇談	１１．１３	会頭他	当所
スマッピーカード企画委員会	１１．１８	深田次長	当所
観光推進研修会	１１．２５	伊藤課長	登別市
観光物産協会三役会	１１．２６	専務理事	観光物産協会
北見地域自立圏懇談会	１１．３０	専務理事	北見市
中小企業大学校講師	１１．３０	伊藤課長	旭川市
第五旅団長表敬訪問	１２．　１	会頭	役場
三町広域観光協議会	１２．　１	専務理事	町民会館
スマッピーカード企画委員会	１２．　９	深田次長	当所
スマッピーカード理事会	１２．１１	深田次長	当所
金融会議	１２．１７	専務理事他	当所
美幌警察署激励慰問	１２．２４	中川副会頭他	警察署
女満別空港運営に関する協議会	１２．２５	会頭	大空町
ふるさと納税町長・会頭懇談	１．１３	会頭他	役場
美幌建設業協会新年交礼会	１．１８	会頭	当所
農業担い手激励会	１．２２	専務理事	美幌高校
税務指導所事務連絡会議	１．２６	伊藤課長	網走市
観光物産協会三役会	１．２６	専務理事	観光物産協会
観光物産協会理事会	１．２８	専務理事	当所
観光物産協会三役会	２．　１	専務理事	観光物産協会
自衛隊新入隊員を励ます会	２．　２	会頭	しゃきっとプラザ
金融機関との懇談会	２．　４	会頭他	当所
連合商店会役員会	２．　８	深田次長	当所
スマッピーカード理事会	２．２２	深田次長	当所
スマッピーカード総会	２．２５	専務理事他	町民会館
サイクルツーリズム事業打合せ	２．２６	伊藤課長	当所
観光物産協会三役会	３．　１	専務理事	観光物産協会
美幌スポーツ協会 70 周年	３．　５	会頭	町民会館
観光推進研修会	３．　８	佐々木	当所
豊穣祈願祭	３．１７	会頭他	美幌神社
経営改善支援シンポジウム	３．１８	伊藤課長	当所
スマッピーカード役員会	３．１９	深田次長	当所
事業表敬引継ぎ支援センター事業説明会	３．２２	伊藤課長	当所

11. そ　の　他

（１）人　　口　　１８，６６０人（令和３年３月３１日現在）
（２）商工業者　　９４１事業所（事業所統計）
（３）小規模事業者数　　６７０事業所（事業所統計）